

平成17年田村市議会6月定例会会議録

(第2号)

○会議月日 平成17年6月14日(火曜日)

○出席議員(69名)

議長 三瓶利野

1番	七海博	議員	2番	木村高雄	議員
3番	箭内幸一	議員	4番	佐藤貴夫	議員
5番	渡邊勝	議員	6番	吉田一郎	議員
7番	佐藤喬	議員	8番	佐藤義博	議員
9番	佐藤忠	議員	10番	先崎温容	議員
11番	永山弘	議員	12番	吉田紳太郎	議員
13番	遠藤文雄	議員	14番	石井市郎	議員
15番	新田耕司	議員	16番	本田芳一	議員
17番	秋元正登	議員	18番	根本浩	議員
19番	橋本紀一	議員	21番	新田秋次	議員
22番	石井俊一	議員	23番	橋本善正	議員
24番	松本道男	議員	25番	吉田文夫	議員
26番	渡辺勇三	議員	27番	小林清八	議員
28番	村上好治	議員	29番	猪瀬明	議員
30番	宗像清二	議員	31番	渡辺ミヨ子	議員
32番	松本敏郎	議員	33番	小林寅賢	議員
34番	松本熊吉	議員	35番	宗像宗吉	議員
36番	本田仁一	議員	37番	浦山行男	議員
38番	白岩行	議員	39番	横井孝嗣	議員
40番	白岩吉治	議員	41番	石井喜壽	議員
42番	本田正一	議員	43番	吉田忠	議員
44番	白石治平	議員	45番	渡邊鐵藏	議員

46番	早川 栄二 議員	47番	吉田 正直 議員
48番	箭内 仁一 議員	49番	村越 崇行 議員
50番	長谷川 元行 議員	51番	橋本文 雄 議員
52番	石井 忠治 議員	53番	安藤 勝 議員
54番	半谷 理孝 議員	55番	吉田 豊 議員
56番	佐久間 金洋 議員	57番	照山 成信 議員
58番	佐藤 孝義 議員	59番	松本 哲雄 議員
60番	大和田 一夫 議員	61番	渡邊 文太郎 議員
62番	安藤 嘉一 議員	63番	佐藤 弥太郎 議員
64番	面川 俊和 議員	65番	松崎 功 議員
66番	宗像 公一 議員	67番	柳 沼 博 議員
68番	橋本 吉ム村 議員	69番	菅野 善一 議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	富塚 宥暲	総務部長	相良 昭一
企画調整部長	郡司 健一	生活福祉部長兼 福祉事務所長	秋元 正信
産業建設部長	塚原 正	滝根行政局長	青木 邦友
大越行政局長	吉田 良一	都路行政局長	新田 正
常葉行政局長	白石 幸男	船引行政局長	佐藤 輝男
総務部総務課長	佐藤 健吉	総務部財政課長	助川 弘道
総務部税務課長	吉田 拓夫	企画調整部 企画調整課長	橋本 隆憲
企画調整部 観光交流課長	白石 忠臣	生活福祉部 生活環境課長	渡辺 貞一
生活福祉部 保健課長	加藤 与市	生活福祉部 福祉課長	本多 正
産業建設部 産業課長	加藤 久雄	産業建設部 参事兼建設課長	宗像 正嗣

産業建設部 下水道課長	渡辺 行雄	収入役職務代理者 (出納室長)	宗 像 トク子
教育委員長	白岩 正信	教 育 長	大 橋 重 信
教 育 次 長	宗 像 泰 司	教育委員会事務局 教育総務課長	吉 田 博
教育委員会事務局 学校教育課長	佐久間 光 春	教育委員会事務局参事 兼生涯学習課長	堀 越 則 夫
選挙管理委員長	鈴木 季 一	選挙管理委員会 事 務 局 長	佐 藤 健 吉
監査委員事務局長	白石 喜 一	農業委員会会長	宗 像 紀 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長	塚 原 正	農 業 委 員 会 事務局総務課長	根 本 徳 位
水道事業所長	助 川 俊 光		

○事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	白 石 喜 一	主 任 主 査	石 井 孝 行
主 任 主 査	斎 藤 忠 一	主 事	渡 辺 誠
主 事	大 越 貴 子		

○議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（三瓶利野） 皆さん、おはようございます。

65番松崎 功君は出席がおります。

申し上げます。代表監査委員武田義夫君は所用により欠席する旨の届け出がありましたので、御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は68名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程（第2号）のとおりであります。

一般質問の前に、当局にお願い申し上げます。答弁はわかりやすい答弁でお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（三瓶利野） 日程第1、一般質問を行います。

通告の順序により、53番安藤 勝君の発言を許します。安藤 勝君。

（53番 安藤 勝議員 登壇）

○53番（安藤 勝） 53番安藤 勝でございます。

まず初めに、一言述べさせていただきます。

3月1日新生田村市が誕生して3カ月が過ぎました。この間、4月の市長選挙におきましては田村市の初代市長として多くの市民の皆さんの推薦と厚い支援によりまして見事当選されました富塚市長に改めてお祝い申し上げます。

市長は、住民の豊かな生活向上のため、市民4万3,834人の信頼と負託にこたえるため、一層の御努力を賜りますようお願い申し上げます。それとともに、今後の行政執行に大きな期待と活躍を願うものであります。

行政の執行機関と議会との立場はありますが、市民の合意を図りながら、新しいまちづくりのため頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくようお願い申し上げ、通告によりまず一般質問に入らせていただきます。

第1番目として、田村市として早急に取り組まなければならない最優先事業課題は何かということでございますが、新しいまちづくりの構想として、市長は六つの基本構想を柱に建設計画を立てております。地域を生かす産業の振興、健康づくりと福祉の充実、未来を担う人づくり、快適な生活環境の整備、市民参加の郷づくり・まちづくり、行財政改革の推進などであります。

「はつらつ高原都市 田村市」の将来像として、地域間との調和を図りながら、長期的な視野に立って進めていかなければなりません。そして、その成果があらわれて初めて「合併してよかった」ということになるものと考えます。

田村市は合併してまだ日も浅く、さまざまな行政課題が山積しております。いよいよこれから本格的な主要施策を検討開始し、実施してまいるわけでございます。いろいろありますけれども、行財政問題、産業活性化問題、少子高齢化問題、地域経済問題、本庁舎

建設問題、あるいは企業、病院などの誘致などもいろいろありますけれども、どれをとってもすべて重要課題であります。

しかしながら、このような現状の中で、財政問題を含めながら早急に取り組んでいかなければならない最優先事業は何なのか、何からどう進めていくのか、市民は初代市長の行政手腕に大きな期待と希望を持って見守っております。今年度中ぐらいに、いろいろあると思いますが、これとこれぐらいはしていただきたいというような意見を教えていただきたいと思います。早急に取り組みたい最優先事業の具体的項目と対策をお聞かせ願いたいと思います。市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 53番安藤 勝議員の、田村市として早急に取り組まなければならない最優先重要課題についての御質問にお答えいたします。

私は、初代市長として田村市の市政をお預かりするに当たって、政治的な理念といたしまして、旧5町村の融和、一体化に努めるとともに、新市建設計画の将来像であります「あぶくまの人・郷・夢を育むまち～はつらつ高原都市 田村市～」の実現に向け、旧5町村それぞれがバランスのとれた安心して暮らせる新しいまちづくり、環境と共生するクラスター型のまちづくりを進めるため、六つの重要施策につきまして、市民の皆様と対話を重ねながら、その実施に向けて全力で取り組んでいく旨、申し上げたところであります。

また、平成17年度の一般会計及び各特別会計予算につきましても、合併協定書、新市建設計画及び合併協議会の協議内容をもとに、旧5町村それぞれが進めてきたまちづくりを継承するため、各町村において積算を行ったものに政策的事業を加え、予算編成を行いました。

さらに、合併特例債事業についても、旧5町村の均衡ある発展を確保しつつ、地域の特性を生かしたクラスター型のまちづくりを進めることが、市全体の発展に欠かせない事業を基本にして、要望事業を尊重しながら、計画的かつ健全財政を踏まえ、補助事業、過疎債、辺地債事業と一体的に考え、毎年見直しして、いたずらに後年度に負担増を招かないように取り組むことといたしてまいります。

合併特例債事業の全体計画につきましては、十分精査、検討し、年度末までに素案をお示ししたいと思っております。

このようなことから、おただしの優先事業の具体的な項目等につきましては、現時点では、用地、規模及び事業費等が明確な状況に至っておりません。しかしながら、新市田村

市が誕生したことによって、市民皆様が「合併してよかった」と思っていただけのような市としてのイメージを最大限に活用いたし、新市の全体的発展事業を優先すべきでないかと考えております。

その主な事業といたしましては、農産物のブランド化及び地産地消の推進、点在する観光拠点を結ぶ周遊型の観光ネットワークの形成、緊急医療機関等の整備、主要幹線・生活関連道路の整備及びネットワーク形成、警察署の設置、本庁舎の建設などを進めてまいり考えであります。

この中でも、「とりわけ」という言葉がありましたが、六つの柱の中でどれが欠けても、いろいろな重要な課題がお互いに連動するものがございます。一番重要なのは、人がそこに住むか住まないかによってあらゆるものが変わってまいりますので、少子対策にも力を入れてまいります。

○議長（三瓶利野） 安藤 勝君の再質問を許します。

○53番（安藤 勝） 再質問じゃなくて、要望としてお話ししたいと思います。

ただいま、緊急医療体制ということもお話がありましたけれども、昨年、地区懇談会の中で特に救急医療体制を含めた総合病院の建設、誘致といいますか、そういう問題の意見、それからお話が大変多かったです。そういうことで、田村市の市民がいかに救急医療体制の病院を思っているか、皆さんの考えが大変大きいということで、今、県立三春総合病院についての廃止論とかいろいろ出ていますけれども、そういうことも含めて、市民の方々が大変重要に思っていますので、そういう点も十分に考えながらお願いしたいというふうに思います。

次に、第2点に入りたいと思います。

田村市の少子高齢化対策について伺います。

国立社会保障人口問題研究所の推計として、人口は、これは西暦06年なんです、1億2,774万人でピークとなり、07年から減り続け、平成50年には1億59万人まで減少するという予測が出ています。並行して高齢化が進みまして、65歳以上の総人口に占める割合、高齢化率は、現在は20%で5人に1人なんです。25年には28.7%、50年には35.7%になり、国民の3人に1人が60歳以上の高齢化時代が来る、そういう情報が載っております。そうすると、公的年金、健康保険、介護保険などの社会保険の給付水準が、引き上げられるどころか崩壊する危険性も出てきます。逆に、自己負担が多くなってくると言われております。

また一方では、6月1日の新聞に、厚労省の人口動態統計によりますと、1人の女性が産む合計特殊出生率が04年度には1.29人で、4年連続して過去最低を更新しております。今後、労働人口の減少などで国も地方も税収入が落ち込み、将来的な経済活動の低下が懸念されております。

そういうことで、今後、人口減少が加速し、超高齢化社会となって、大きな社会問題となってくることは言うまでもありません。

国でも、あるいは県でも、各自治体でも、いろいろな支援事業を考えているようですが、育児休業法も4月1日に改正され、職業と家庭を守るような法律になってまいりましたし、あとは子育て支援、出生祝い金の増額とか、いろいろな対策はあると思いますが、特に私はこの人口減少について抜本的な対策が必要でないかというふうに思います。「いやあ、だんだん減って困った」という時代はもう終わってきているんじゃないかというふうに思うんです。

特に改善していただきたいことは、子供の出生率の低下に歯どめをかけていかなければならないというふうに考えます。まず私が考えるのは、出生祝い金の増額を検討していただきたい。これは、田村市の出生児誕生祝い金支給条例によりますと、第1子が5万円というふうに聞いております。ただ、これはいろいろと打ち合わせ、今後の課題はあると私は思いますけれども、やはりこれから産む人への支援の措置が必要として、第1子はやっぱり10万円、それから第2子が20万円、第3子は30万円から50万円ぐらいの大きな規模をもって、子供ができるような社会情勢をつくっていかないと、ますます高齢化社会になって、日本の経済は崩壊してしまうというような危険性があります。

人口減少は、市発展の大きな弊害となります。今後、田村市としてどのような対策が必要か、当局の考えを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） それでは、田村市の少子化対策というようなことでございます。御質問にお答え申し上げます。

少子化の問題は、現在の人口を維持できないばかりか、経済、社会保障、生産活動に大きな影響をもたらす深刻な問題であります。少子化が進んできている原因といたしまして、女性の高学歴化、晩婚化、未婚化、それから教育費の負担、住環境の問題等、いずれも人生観や結婚観など一人一人の生き方にかかわる個人的な領域に属する問題であります。しかしながら、具体的な問題とその解決策については不明確というのが現状ではなか

ろうかと考えられます。

少子化対策は、市町村がそれぞれに対策を講じて解決できる問題ではなく、国が法の整備等を進め、国、県での対策を行っていかねばならない重要な問題ではないかと存じます。

そういう中で、田村市といたしましての対策につきましては、一番はお子さんを出産する年齢層の定住が最優先課題ではないかと考えております。それには企業誘致などによる就労機会の創出、また交流イベントなどの出会いの機会の提供などを行いまして、若者が定着できるまちづくりなどにより、田村市に若者が家庭を築ける条件整備が必要ではないかと考えております。

おただしのように、出産後の育児につきましては、育児休業・介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律がございますが、仕事と家庭が両立できるよう、さらによりよい制度に改善できるところについては、県内の市で構成する市社会福祉連絡会などを通じ国に働きかけてまいりたい、このように考えております。

また、子育て支援として、仕事と育児が両立できるよう、ゼロ歳児からの保育の実施、小学3年生までの放課後児童クラブの拡充など、社会で母親が活躍できる条件整備を図ってまいりたいと考えております。

また、市勢の活性化と未来を託するお子さんの誕生を祝福し、健やかな成長を図るため、出生児誕生祝金支給条例を設け、出生の都度5万円の祝い金を支給することにいたしておりますので、見直しにつきましては、今後の支給の効果を十分見きわめ、状況を見ながら考えてまいりたいと思います。

さらには、安心して子育てができるよう、保育・子育て相談、児童健全育成等の機能を有する子育て支援センターの整備、母親の交流機会の拡大や自主子育てグループの母親クラブの育成、いつでも医療が受けられる地域医療体制の強化などを行ってまいらなければならないと考えております。

お産の費用につきましては、国民健康保険の加入者が出産されたときには、出産育児一時金といたしまして30万円を支給しております。また、妊婦の検診費用の一部支給に加え、新たに本年度からC型肝炎の母子感染を予防する検査や妊産婦医療費の支給をするなども行っているところでございます。以上でございます。

○議長（三瓶利野） 安藤 勝君。

○53番（安藤 勝） どうもありがとうございました。

ただいまの回答でございますけれども、これからは重要な課題でございますので、どうか今後とも詳細な検討、県あるいは国との話し合いを進めながら、具体的な検討に入るように要望したいと思います。

続きまして、第3点に入りたいと思います。

空き缶、ごみ、ポイ捨て対策について伺います。

交通機関の発達により、国道から山道まで道周辺に、空き缶、ごみ、あるいは粗大ごみでありますタイヤとかテレビなどが捨てられて、著しく環境が悪化しております。この要因は、リサイクル法が施行されまして回収するのにお金がかかる、そういうこともありますが、私は、第一として人間としてのモラルの低下だというふうに考えます。自分のことしか考えない人間が多くなってきているんじゃないかというふうに思いますし、そういうことで最近は単純な犯罪が多発しているというふうに思われます。

それぞれの行政区や小学生、中学生の生徒さん、PTA役員、老人会、あるいは各団体が、自主的に環境整備、ごみ拾いを実行しております、本当にありがたいと思っておるわけでございますが、しかしながら拾っても拾っても減らないごみにあきらめと怒りを感じております。対策を望む声が各老人会の集会、総会などで、何とかならないかというような話が多く出ております。各地でトレイとかあるいは看板をつくって啓発に努めておりますけれども、なかなかその効力が発揮できない状態でございます。

新生田村市がきれいな市でありますようお願いするのは当然であります。市一丸となって取り組み、罰則の強化など条例の見直しが必要と考えます。その対策として、罰則の強化、あるいは市民ぐるみの監視の強化、啓発とかPRなども大切だというふうに考えます。それから、地区に監視員の委嘱をして監視してもらおう。いろいろあると思いますが、こうしたごみのいつまでも続くような状態では、やはり対策を講じなければいけないというふうに考えますので、市の対策を伺いたいと思います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） それでは、空き缶、ごみ、ポイ捨て対策についての御質問についてお答えいたします。

初めに、罰則の強化、条例の見直しにつきましては、合併前の5町村それぞれ条例を定めておりましたが、新市として積極的にこの対策に臨むべき課題でありますことから、合併準備班にて作業を進め、「田村市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例」の制定について、田村市議会第1回臨時会におきまして専決処分の承認を賜ったと

ころでございます。

罰則規定につきまして第17条に規定されており、自己回収をせず、市の命令に従わなかった場合に適用されるものであります。

おただしの条例の見直しということではありますが、条例施行後間もないことから、当面は本条例の適正な執行に心がけるとともに、市民への啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、市民ぐるみの監視強化と啓発活動について申し上げます。

「田村市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例」第4条に市民等の責務に関する規定があり、「市民等は家庭の外でみずから生じさせた空き缶等を持ち帰り、または回収容器に収納することにより、空き缶等を散乱させないようにするとともに、市の実施する施策に協力するよう努めなければならない」と定めておりますので、市民一人一人の意識の改革と自己責任の再認識のための啓発活動を積極的に推進し、相互監視態勢の強化に努めてまいりたいと思います。

具体的な取り組みといたしましては、職員による定期的な巡回パトロールの実施、警告看板等の設置、関係協力機関との連携強化による不法投棄の早期発見と早期対応の実現、広報誌やホームページ等の活用によりますPR活動の展開、ごみを捨てられない環境づくりのための道路等の美化活動などを推進してまいります。

次に、地区監視の委嘱について申し上げます。

田村市環境指導員設置要綱を合併前に定めております。この設置要綱に基づきまして、啓発、指導をお願いいたします環境指導員を委嘱する準備を進めており、行政区長さんから推薦をいただいておりますので、行政区に1名の環境指導員を設置することで、17年7月1日に委嘱状の交付を行いたいと考えております。この環境指導員の委嘱により地域の監視態勢の強化や指導を図ってまいりたい、このように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（三瓶利野） 安藤 勝君。

○53番（安藤 勝） どうもありがとうございました。

新生田村市がいつまでもきれいな市でありますよう望みまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（三瓶利野） これにて53番安藤 勝君の質問を終結します。

次の質問者、44番白石治平君の発言を許します。白石治平君。

(44番 白石治平議員 登壇)

○44番(白石治平) 44番白石治平です。

ただいま議長より許可を得ましたので、前の通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、去る4月25日、兵庫県尼崎市JR福知山線で列車が脱線し、107名の尊い人命が失われ、461名の負傷者が出るという列車事故が起きました。亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、負傷された方々の一日も早い御回復を願い、私の質問に入らせていただきます。

さて、このたび初の田村市市長に御就任されました富塚宥・新市長に心からお祝いを申し上げます。市の市長選挙で無競争当選は、全国でもまれなようであります。無投票当選されました背景には、今回の難しい町村合併に努力されたこと、さらには今日までの政治的手腕が高く評価されたこと、そしてこれからの難しい田村丸のかじ取り役に最もふさわしい人材であるという市民の信頼と期待が無投票当選になったものと、重ねてお祝いを申し上げます。今後さらなる御活躍を御期待申し上げ、次の3点について質問をいたします。

第1点は、平成17年度一般会計について2項目ほどお伺いをいたします。

初めに、国の三位一体改革で地方交付税がどれくらい減額になったのかについてお伺いをいたします。

このたび、平成17年度一般会計当初予算について説明があり、183億5,800万円という数字が示されました。この額は、平成16年度、前年度予算を踏襲し、新市長の政策的予算を加算し作成されたものと思われませんが、今、国の政策である三位一体の改革、税源移譲、補助金の削減、地方交付税等の見直しが一体となって行われ、県内でも郡山市、田村市を除く78市町村は、財源が不足し、基金などを取り崩し財政計画を立てたと報道されております。この減少額は前年度対比で4.4%を下回ったと言われておりますが、我が田村市ではいかほどの金額が減額になったのかについて、まずお伺いをいたします。

次に、合併初年度、合併特例債をいかほど使用されたかについてお伺いする考えでございました。去る3月1日、田村市が合併誕生したことにより、有利な債務と言われている合併特例債、10年で207億5,000万円の枠が認められておりますが、合併初年度いかほど使用されたかについてお伺いする考えでありましたが、3億600万円計上されておりますので、割愛をし、次の質問に入らせていただきます。

もしこの金額に相違があるようでしたら、後ほどお教えいただきたいと思っております。

続いて、特別職退任による報酬額をいかに運用されたかについてお伺いをいたします。

国の厳しい政策の中で、各市町村は、人件費の抑制、経費の節減、事業の見直しなどなど、徹底した歳出の削減に努められておられますが、田村市が5町村合併したことで、4町村の特別職の方々が退任した分で小さい橋4本ぐらいはできるというごあいさつを市民の方は大変感心してお聞きになりました。この額はどのような事業にという明確な区分はないにしろ、どのような部分で活用させていただいたかについてお伺いをいたします。

例えば、全体的な予算の中に含まれているとか、計画にはあったが財政が厳しくて中止しようとしていた事業を復活させたとか、新規の事業に仕向けたとか、あるいは債務の繰上償還に充てたとか、余裕ができたので若干基金に積み立てたなどなどあろうと思いますが、どのように活用させていただいたか。

以上、2項目についてお伺いをいたします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 44番白石治平議員の平成17年度一般会計予算についての御質問にお答えをいたします。

初めに、国の三位一体改革で地方交付税がどれくらい減額になったのかについて申し上げます。

国が示した地方自治体の予算編成の基本となる平成17年度の地方財政計画につきましては、三位一体改革の全体像に沿って、地方自治運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保することといたしましたが、地方財政の健全化の推進のために、投資的経費、経常的経費の削減などで地方財政計画の規模の圧縮を図る内容となっております。

昨年11月に示された三位一体改革の全体像によりますと、国庫補助金改革については、平成17年度・18年度予算において3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行うこととされ、一方、税源移譲につきましても、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置された額を含め、おおむね3兆円規模を目指すものとなっております。

これらの改革によりますと、本市の財政に影響いたすものとしましては、都市計画公園整備・街路整備事業がまちづくり交付金事業となり、対象事業となる船引駅周辺整備事業の補助率削減により事業全体で補助金7,500万円の減、地方道路整備臨時交付金事業として進めてまいりました市道表3号線道路改良事業が道整備事業交付金事業に制度変更になったことによる補助金1,500万円の減、本年度626万4,000円の収入を見込み計上いたしました公営住宅家賃収入補助金が平成17年度限りで廃止になるなどの影響が考えられます。

また一方、地方交付税につきましては、国は、地域において必要な行政課題に対して適

切に財源措置を行い、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保しつつも、歳出の削減に引き続き努め、地方財政計画の合理化、透明化を進めることといたしております。その結果、地方交付税の総額で前年度比 0.1%の増を確保いたしておりますが、地方交付税と一体となります臨時財政対策債につきましては、全国マクロベースで23.1%の減となっております。

本市の平成17年度一般会計予算の地方交付税歳入見積もりに当たりましては、ただいま申しあげました全国ベースでの伸び率を基本としながらも、市町村によって交付税算定の基準財政需要額・収入額の割合・伸び率にばらつきがあることや、地方交付税から臨時財政対策債への振りかえ状況が各団体によってかなりばらついているため、地方交付税の伸び率も市町村によって大きく異なる見込みもありますことにかんがみ、地方交付税に当たっては、平成16年度合併前の5町村決定額の約95%、臨時財政対策債については同じく前年比70%の収入を見込み計上したところでございます。

次に、特別職退任による報酬をいかに運用されたのかについて申し上げます。

平成17年3月1日の合併により、5町村それぞれに在任されておりました町長、助役、収入役及び教育長の特別職が退任になりました。この特別職の平成16年度5町村の予算に計上されました人件費の合計は2億4,524万9,000円であり、一方、平成17年度田村市一般会計予算に計上されております市長以下三役及び教育長の給料、手当、共済費、職員手当など人件費の合計は7,384万9,000円であります。単純に比較をいたしますと1億7,140万円の減となり、この額が合併によるスケールメリットと言えるものであります。

御質問の趣旨は、この合併による減1億7,140万円の使途についてでございますが、平成17年度予算編成に当たりましては、合併5町村それぞれが進めてまいりましたまちづくりを継承する立場から、各町村において積算を行ったものを基本といたしております。したがって、5町村の予算積算の前提として合併による特別職の退任を見据えて歳入歳出予算を積算いたしておりますので、特別職人件費の減により生じた財源の個別事業への充当先は明らかではございませんが、貴重な財源として住民福祉の向上のため事業に生かされているものと考えております。

なお、合併特例債の金額でございますが、3億640万円でございます。

○議長（三瓶利野） 白石治平君。

○44番（白石治平） 詳細に御説明をいただきまして、ありがとうございました。

まさに財政厳しき折、業務の執行まことに容易でないとは思いますが、創意と工夫を凝

らし、田村市が一日も早く軌道に乗せられますようお願いをしまして、次の質問に入らせていただきます。

第2点は、特別養護老人ホームの建設見通しと入札の基本的考え方についてお伺いをいたします。

初めに、常葉町に建設予定の特別養護老人ホームの建設見通しについてお伺いをいたします。

この件は、常葉町長が2代にわたって政治公約に掲げ、約束をし、町民一丸となって建設に向けて努力を続けてきた事業であります。敷地につきましては、常葉町では一番の景勝地を選定できたものと考えております。町並みが一望に、窓をあければ小中学校も一望でき、子供のはしゃぐ声や運動する様子が目に入りますし、医院も近く、交通の便もよいという、老人ホームにとって最適な場所を地権者の方々の御協力を得、敷地の確保を図り、整地を行い、建設を待っているところであります。

私も合併前の常葉町議会において建設見通しについてお尋ねをいたしましたところ、今ごろは着工するという答弁をいただいておりますが、いまだに着工の運びになっていない状況であります。渡辺国義町長さんも、任期中には完成すると言っておりましたが、任期中で退任され、新市長に引き継がれたと思われませんが、建設見通しについてお伺いをいたします。

次に、入札の基本的考え方についてお伺いをいたします。

今回の町村合併で何もかも大きくなって、小さいながらも行政とタイアップをし地域の発展に貢献してきた各町村の商店街や中小企業は大変心配しております。合併の目的はスケールメリットをも追求することでもあり、これは当然のことではありますが、やむを得ないこととは思いますが、このことのみを重視し、地域の商店街や中小企業経営者などを軽視するならば、お店は閉店になったり倒産するものが続出することが懸念されます。

今、日本経済は好転しつつあると言われておりますが低迷しており、働きたくても働く場が少なく、大変苦慮しているというのが現状であります。今後、地域の住民の方々に少しでも多くの職場を確保し、生活の安定を図ってやるのが、新市長に課せられた大きな課題であろうと思います。入札を含め、安いからといってまとめて入札することを少なくし、細かく分散し、地元でできるものは地元でやらせ、地元で購入できるものは地元で購入するよう徹底さすべきであろうと思います。こうすることによって、地元が潤い、地元が活性化され、おのずと市の発展につながると思いますが、新市長の考えについて、以上

2項目についてお伺いをいたします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 特別養護老人ホームの建設の見通しと入札の基本的な考え方についての御質問にお答えいたします。

初めに、特別養護老人ホームの建設につきましては、旧田村郡内において、あぶくま荘、こまち荘、都路まどか荘、船引こぶし荘と順次建設してまいりました。その後、建設する地区としては旧田村地方町村会会議において旧常葉町に建設するというので決定いたし、昨年度から国・県補助事業である老人福祉施設等整備事業として事業採択に向け、所要の事務について社会福祉法人田村福社会を中心に県との協議を重ねてまいりました。

しかしながら、今年度から、その事業制度の改正により、補助事業から交付金制度に変更となったこと、あるいは町村合併により田村市が誕生して田村郡内の枠組みが1市2町になったこと、田村福社会との協議が新たに必要なこと、再度県との協議も必要になったことがあり、最終決定には至っておりません。

今後、建設に向けて所要の条件整備を進めて、できるだけ早く早期着工できるよう努めてまいります。

次に、入札の基本的考え方についての御質問に申し上げます。

市が発注いたします工事請負、委託、物品購入に際しましては、地方自治法を初め田村市財務規則の規定にのっとり、指名競争入札、随意契約などの方法により、厳正に契約の手続を進め、執行いたしております。

入札参加資格につきましては、指名願いの提出を受け、庁内の入札参加者資格審査委員会の審議を経て、有資格者として名簿に搭載しております。この名簿搭載業者数は、土木建築業者 692社、測量設計業者 321社、製造業者29社、物品販売業者 357社となっております。このうち市内に本社を有する土木建築業者等につきましては、建設業法に基づく経営事項審査の基準により格付を行い、指名に関する基準により、市内業者でできる工事については基本的に市内業者を指名して入札を行ってまいります。

また、随意契約による見積書徴取に当たっても、市内業者を優先してまいります。

また、経常的な物品の購入に際しましても、地元業者から購入するなど、市内業者の育成に努めてまいります。

○議長（三瓶利野） 白石治平君。

○44番（白石治平） 詳細にわたる説明をいただき、まことにありがとうございました。

特別養護老人ホームの建設見通しについて御説明をいただき、それなりに安心もしたわけではありますが、当初計画されたときと事情が変わり大変というふうに思いますが、努力をいただき、入所を待っている人たちのためにも一日も早く完成されますように、まずお願いをいたします。

また、入札等につきましても、ただいま説明をいただき、趣旨を市民に徹底し、不安を払拭し、安心して暮らせる市政の執行に邁進していただきますよう切望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

第3点は、英語指導助手の現況と今後の対応についてお伺いをいたします。

初めに、このたび新教育長に御就任されました大橋重信教育長さんに心からお祝いを申し上げます。

さて、旧田村郡内の町村は、昭和62年ころより、進展する国際化に対応できる人材を育成するために、当時、外務省、文部省、自治省による語学指導を行う外国青年招致事業に参加し、中学校の英語教育の向上を図ってきた経緯があります。

現在の英語指導助手数を見ますと、滝根町生徒 204人に対して指導助手 0.5、大越町 217名の生徒に対して指導助手 0.5、常葉町 259人の生徒に対して指導助手 0.5、都路町99人に対して 0.5、合計いたしますと 779名の生徒に対して指導助手 2 であります。

779名を2で除しますと、389人の生徒に対して指導助手 1 ということであります。

さらに、船引町さんは 781名の生徒に対して指導助手 5 人です。781を5人の指導助手で除しますと 156人の生徒に対して1名の指導助手という勘定になります。若干数字については違うかも知れませんが、およそのことで私申し上げておりますので。

これを見ましてもわかるように、船引町さんのように必要に応じて指導助手の数を途中より増員してきたというならわかりますが、今申し上げましたように、他の町村は昭和62年ころより約20年間、生徒数など関係なく、町村の案分でされた比率。増員されることもなく現在に至っているということは、中学校における指導助手の役割というものが、さほど重要視されてこなかったように思われるわけです。必要がないなら廃止することも検討すべきであろうと思いますが、教育長の考えについてお聞きしたいと思います。

今まさに中学校だけでなく小学生にも国際文化の理解の重要性が叫ばれている折、進展する国際社会を主体的に生き抜く人づくりを目指して、英語指導助手をふやすなり、生徒数に応じた配分をし、授業の一層の充実はもとより、学校行事や部活動の参加を通して、生徒たちに生きた英語力と豊かな国際性を身につけさせることが必要と思いますが、あわ

せて教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。大橋教育長。

○教育長（大橋重信） 英語助手の考え方についての御質問にお答えいたします。

英語指導助手の現状と今後の対応について申し上げますが、現在6名の外国語指導助手をすべての中学校8校に派遣いたしております。

なお、その配置人数につきましては、滝根中、大越中の2校に1名、都路中、常葉中2校に1名、船引町4校のそれぞれ1校に1名の配置であり、船引町以外は2校を兼ねている現状となっております。

今後の対応につきましては、英語教育の重要性が増していくことを考えますと、全中学校に専任体制として充実を図っていかねばならないと考えておりますので、小中学校を含め関係機関と十分協議いたしまして進めてまいりたいと考えております。

○議長（三瓶利野） 白石治平君。

○44番（白石治平） 私は、お聞きしたいのは、始まって以来20年間も、しかも生徒の人数によって割り振りして均衡をとるというふうなことでなくし、学校の数で町村別に人数を割り振りして、しかも20年間、こんなに国際化が進んでいる社会情勢の中で、20年間近くも同じ人数でやってきたということ自体が、果たして必要なか必要でないのかと、まずそこ、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（三瓶利野） 大橋教育長。

○教育長（大橋重信） 確かに20年間、英語助手を招致してきました。滝根、大越について、それから常葉、都路については、縁故によります英語助手の任用でありましたが、今後につきましては、財政的な考えもありますので、これらについて十分検討し、小中学校を含めて、専任の英語教師をそれぞれの中学校、もしくは小学校の方にも対応していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（三瓶利野） 白石治平君。

○44番（白石治平） 再々質問になりますので。何か意図するところが返ってこないの、もう一回質問しようかと思っているんですが、誠意をもってやるということですから、教育長さん、誠意をもってやるということですから。ただ数合わせじゃないですよ、これ。数合わせじゃないですよ。今の時代に何が必要か、それが大切だと思うんです。そういうことで、ひとつ大いに敏腕を振るっていただきますことをお願いし、今後、国際社会に通用する生徒の育成にさらなる努力をいただきますことをお願い申し上げます。

て、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三瓶利野） これにて44番白石治平君の質問を終結します。

ここで、休憩のため暫時休議します。

再会は11時5分からといたします。

午前10時53分 休議

午前11時05分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

申し上げます。議場内が大変暑くなってきておりますので、上着を脱いで会議することを許します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次の質問者、25番吉田文夫君の発言を許します。吉田文夫君。

（25番 吉田文夫君議員 登壇）

○25番（吉田文夫） それでは、通告の順に一般質問をします。

まず、この一般質問のあり方でございます。

我々議員にしてみれば、行政に対していわば素人の議員がプロまたは玄人の執行機関に、あらかじめ質問内容を通告させられて、準備された内容の答弁を口頭で、再質問はその場で判断して行わなければならないという不利なルールになっている。したがって、討論を活発化させることができるようにすべきである。通告制をとる場合は、少なくとも首長の答弁もあらかじめ議員に事前通告すべきと思うが、市長の考えを伺います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 25番吉田文夫君議員の一般質問のあり方についての御質問にお答えいたします。

一般質問のあり方につきましては、議会運営にかかわる問題でもあろうと考えておりますが、私といたしましては、責任ある答弁を行うために事前に準備をさせていただいております。しかし、事前に準備した答弁内容を一部、急遽変更して答弁することもあります。また、議会運営委員会の中で議題となりましたということもお聞きいたしております。そういう関係から市議会と協議も必要であろうと考えておりますので、答弁書を事前に通告するということにつきましては、現状では控えさせていただきたいと思っております。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 今、市長から、現状では事前通告は控えさせていただくというふうな答弁がありました。残念でございます。これは双方、お互いに、口頭で質疑応答を繰り返すのが、我々公平な方法だと思っておりますし、議会を活発化する、審議の能率化を図る上でも大事なことはないのかなと思っております。この問題については、なお地方6団体、全国的な取り組みとしてやっておりますので、その辺も含めて、再度、答弁をお願いします。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

今お話しのように、田村市の議会の方々とも協議しながらということでございますので、あえて今の段階ではお答えを差し控えさせていただきたいという旨を御理解いただきたいと思います。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 再々質問になりますが、田村市が変わったと、議会が変わったというのも、この方法が一つではないのかなと私は思っております。いかに地域住民にわかる議会。議会がおもしろい、傍聴に行ってみたいと。いろいろな問題が出ていると。真摯に答弁や何か、多少のつまずきや何かは、もう我々議会側、執行部側も、そこら辺は生のやりとりの中で解決できるものではないのかなと思っておりますので、今後前向きに検討されることをお願いして、我々も検討する、田村市の独自性を出す、そんな視点で、この質問を終わります。

続いて、2問目、第2の質問でございます。

職員の採用・昇任、管理職についてでございます。

どこの自治体、旧自治体でも、情実人事があり、女性の管理職も少なく、また合併等により小規模町村出身者が不利にならないような人材の科学的管理を検討すべきである。一たん自治体に入ったら、あとは上司との関係さえうまくしていれば昇進する、こうした前近代的な組織風土を一掃することが一番大事ではないのかなと思っております。職員の再教育、自己啓発等の効用を生み、やる気のある、能力のある人材が伸びる仕組みをつくるのが田村市の発展の基本だと思うので、ぜひ人事委員会をつくり、採用・昇任、管理職の試験を実施すべきと思うが、市長の考えを伺います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 職員の採用・昇任、管理職についての御質問にお答えをいたしま

す。

まず、女性の管理職が少ないとのことではありますが、現在13名でございます。率で2.2%の管理職がおります。

また、合併により小規模町村出身者が不利にならないように人材の科学的管理を検討すべきでないかということでございますが、確かに合理的ではありますが、現状からは検証が難しいものと考えております。

職員採用につきましては、当然、優秀な職員の採用を計画していかなければなりませんので、本年度に予定をしております採用試験の科目に新たに「事務適正検査」「職場対人適応検査」を行うことを予定いたしております。

また、昇任につきましては、人事考査制度の導入を図っていかなければならないと認識をいたしております。

さらに、人事委員会の設置につきましては、地方自治法の定めるところにより、自治体においても設置は可能でございますが、独立した執行機関として設置しなければならないことや専門職員を配置する必要が生じてまいりますので、今後10年を目安に120名の職員を削減していきます現状から、新たな機構の立ち上げは難しいものと考えております。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） ただいま総務部長の方から答弁ありました。10年間の中で120名を減らしていくんだというふうな話です。人事委員会もできないことはないが大変だと。

これから団塊の世代を迎えて、各自治体、定年退職も多くなると思います。120名、あるいは団塊の世代で退職する方の中で、そういうふうな条件の中では、採用の条件が多くなってきます。どこでも今不景気、就職がない、仕事がないといった中で、親方日の丸と言われている地方自治体への就職は地域の人たちが一番関心を持っているところがございます。

過去においても質問の中に触れましたが、情実人事があり、具体的に言えば、あの人が入った、あれは市長が動いたんだ、あるいは助役が動いたんだと。旧自治体ですね、新自治体になってからは別にしても。後ろの議員さんも動いたんだということがあります。それが一般市民にささやかれているのが現状です。

そんな証拠として出てきたのが、合併に対しての意向調査の結果です。首長、議員、役場職員が合併に賛成なんだと。これが圧倒的に42%も出ています。これは一言で言えば行政不信なんです、地域行政の。そういった意味も含めて、総合的に考えて、事業は人で

ございます。公平な、事業実績あるような人なんかの昇進、あるいはすぐれた人材を採用する上からも、ぜひ人事委員会をつくって、公平な採用をするのは、一番人づくりを基本とするためには大事なことではないでしょうか。そのことも含めて再答弁をお願いします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 再質問について御答弁申し上げます。

ただいまお話しいただきました公平・公正な採用については、私どももそのように考えております。

また、先ほど申し上げましたように 120名を削減する方向で今進めておりますので、そのような中で新たな組織、さらにはクラスター型の組織機構を現在進めておりますので、その現状からは、現在、設置については難しいというふうに考えております。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 確かに田村市の合併はクラスター型です。行政局中心に地域重視の合併だと私も認識しております。そういった中では、ぜひともこういうふうな公平な人事、実績を中心とした人事ができるようなシステム、これが一番大事だと思うんです。1人の採用、1億とも言われております。ぜひ、我々周辺部あるいは五つの行政局から優秀な人材、やる気のある人材が採用される、報われるということは、一番大事だと思っています。本当にこれが基本ですので、当局の答弁を再度伺います。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 再々質問にお答えいたします。

人事委員会の制度については、今総務部長からお話しのとおりでありまして、10年間で120名を目標にしております。それ以上になる可能性もあります。

さらには、今おただしの件ではありますが、採用について今まで私の方では不正があったとは思っておりませんし、また情実人事もなかったと思っております。

そしてまた、このお話ですが、今のお話を聞くと、行政局単位での採用ということでしょうか。田村市全体として採用する予定でございます。となりますと、それは確かに旧どここの町、村という、そういう地域があろうかと思いますが、全体としての採用を考えておりますので、いい人材を求めてまいりたいと考えております。（「はい」の声あり）

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君、再々質問ではありませんね。再々質問は終わりましたから。質問ではないですね。

○25番（吉田文夫） そうですか。じゃあ再質問かなというふうな認識していたんですが。

いずれにしても、公平な人事。人事委員会をつくらないということで残念だなと。どんな方法でやるのかなと。情実人事はなかったというふうなこともありました。我々住民の側と当局側との考えが違うんだというふうに思っています。

引き続きまして、3問目です。

これも非常勤職員の採用についてです。

これも職員の採用、昇進・昇格と同様、今までも情実人事があり、多様化・複雑化している非常勤職員であるが、嘱託職員、臨時職員、アルバイト、パート職員など雇用期間で区別していると思うが、その採用に当たっては、住民に採用条件を明確に示して、広報、回覧等で広く住民に周知して、公平かつ透明性の高い採用をすべきと思うが、これも当局の考えを伺います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 非常勤職員の採用についての御質問にお答えをいたします。

嘱託職員、臨時職員及びパート職員の採用につきましては、合併準備のすり合わせの中で5町村それぞれに賃金支弁職員の賃金、雇用形態等に差異がありましたので、平成18年度の予算編成に反映できますよう、新たに田村市賃金支弁職員雇用管理規程を定め、統一を図り、平成18年度から実施していきたいとしております。

今年度につきましては、これまでの各町村の例によることといたし、それぞれに必要とする職種について各行政局管内において、その地域から採用することといたします。

おただしの、市民への通知、公平な採用につきましては、統一が図られた基準に基づいて採用条件等を明確に示しながら、市政だより、お知らせ版、ホームページ等に掲載するなどにより広く市民の皆様へ周知し公募をするとともに、採用に当たっては公平かつ透明性の高い採用を行っていきたいと考えております。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 今、総務部長から答弁ありました。ぜひ、公平、透明性の高い採用をしてもらいたいなど。これも住民の声でございます。

これも最初のうちは回覧など採用のお知らせがあったんですが、いつの間にか、ある程度期間を過ぎれば、こっそり入っていると。「あれ、あの人がいつ入ったんだ、何の仕事なんだ」というふうな例があります。基本は税金だと思っております。だから、きちっと住民にお知らせするというのをぜひ守っていただきたいというふうなことです。そこら辺をもう一度。ある程度期間を過ぎちまうと、もうそれぞれ、課長級、あの辺の裁量権が、

私意も出まして、独断と偏見でというふうな部分が出ております。いつの間にあれなんだというふうな声、これあります。役場の常識は地域住民の非常識というふうな声もありますので、その決意も含めてもう一度、再答弁をお願いします。

○議長（三瓶利野） 相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 再質問について御答弁申し上げます。

先ほども申しあげましたように、5町村それぞれに賃金の金額、さらには雇用の形態がさまざまでございます。それにつきまして、時間を要しますから、来年度の予算編成に間に合うような形で、改めて田村市賃金支弁職員雇用管理規程を定めて統一をしてみたいということでございます。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 今年度から取り組める部分は取り組んで、すぐやる田村市、行政局というふうなイメージを高めていただきたいと思います。

さらに、4点目の質問に入らせていただきます。

新市の施策についてです。

新市の建設計画における施策の体系は、人・郷・夢の基本理念、五つの基本方針、32の施策、120の主要事業であるが、実施の基本として、旧町村別事業一覧表も出ましたが、その事業の実施も含めて基本となるのが、①事業評価制度の導入、②地域審議会の設置、③パブリックコメント制度の導入をして、地域の個性を尊重し、行政と住民が協働するまちづくりになると思うが、今後主要事業を行う基本になるので、ぜひ事業評価制度の導入、地域審議会の設置、パブリックコメント制度の導入の具体的な取り組みについて当局の考えを伺い、また公共的施設の適正配置の中では、「公共的施設の管理については民間の能力やノウハウを幅広く活用」となっているが、これは指定管理者制度の導入を意味したものなのかも含めて、当局の答弁を伺います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 新市の施策についての御質問にお答えいたします。

初めに、事業評価制度の導入について申し上げます。

事業評価制度は、行政施策や事務事業について、住民の目から見た便益あるいは満足度の向上という観点のほか、費用対効果も精査しながら、できる限り客観的にその有効性や効率性を評価するとともに、その結果を予算編成や企画立案等に生かすことになり、効果的で効率的な行財政運営を目指すものであります。

地方行財政を取り巻く環境は厳しい環境の中にありまして、より求められる、限られた財源の運用を図り、財政運営を市民の皆様にはわかりやすく説明する有効な手法の一つとしての事業評価制度について、その導入時期、方法などを今後は十分調査研究いたしてまいります。

次に、地域審議会の具体的な取り組みについて申し上げます。

地域審議会につきましては、旧5町村単位の設置に向け、各地域審議会15名以内の委員のうち、公募により選任する3名について、現在、市政だより5月号、5月15日発行のお知らせ版及び本市田村市のホームページを通じ募集を行っているところであります。

また、公募以外の委員につきましては、並行して各行政局において人選を進め、委嘱するとともに、審議会を開催し、できる限り早い時期にその機能が果たされるよう努めてまいります。

次に、パブリックコメント制度の導入についての御質問にお答えいたします。

この制度は、行政機関が条例や政策立案等を行う際に、その案を公表するとともに、住民がそれに対して意見や情報を提出できる機会を設け、行政機関はその意見等を考慮して最終的な意思決定を行うという制度であり、住民参加によるまちづくりと行政運営を目指し、導入の方法等について今後検討してまいります。

次に、公共施設の管理について、指定管理者制度を導入することかについて申し上げます。

公の施設管理につきましては、地方自治法の改正により、従来の管理委託制度が廃止され、それにかわって、民間事業者を含む市が指定するものが管理を行う指定管理者制度が導入されました。この制度は、民間の能力や経営手法を幅広く活用して、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として創設されたものであります。

田村市におきましては、現在管理委託を行っている施設については、今後、今後ですよ、指定管理者制度の導入に向けて、制度の趣旨を十分に認識しながら取り組んでまいります。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 新市建設計画、合併特例債事業、あるいは一般政策を進めていく上で、この3点、事業評価制度の導入、地域審議会の設置、パブリックコメント制度の導入、これはいい制度です、はっきり言って。ぜひこれを、先ほど言った新市建設計画そして合併特例債、あるいは一般政策の中で、取り組む際の基本にしてもらいたいと思います。その決意も含めて、再度、市長の答弁を。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暲） ただいま申し上げましたように、新市建設計画、あるいは新たな新市田村市の基本構想、あるいはいろいろな策定しなければならないことがございます。それも市民の立場から見てのパブリック制度とか、あるいは地域審議会、さらには事業評価制度、これらについて、いつの段階でできるか、今、早期に検討してまいるといっておりますので、私も強い決意で臨んでまいります。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） ぜひ、早い時期に強い決意で取り組んでもらいたいなと思っております。

続きまして、5番目の質問に移ります。

先ほども申しましたが、合併特例債についてです。

この事業は、合併の際のつかみ金と言われる 207億 5,000万円、これは主に建設事業費としてソフト事業、基金等には最大限、ウン十億というふうな金の問題でございますが、合併特例債、いろいろ財政の問題等も絡んできます。その中で、事業費の3分の1は自治体の負担、その大部分は地方債である市の借金がふえることについて。

2番目、後年度の地方交付税による充当財源はどこにあるのか。

3番目、大型の事業等、市内に請け負える業者は存在するのか。

4点目、建設事業後の維持管理費はどうするのか。

また、どのくらいの期間で、どのくらいの額を利用するのか。

6点目、特例債事業名はどのくらいあるのか。

さらに、事業における事業評価制度、地域審議会、パブリックコメント制度を導入すべきと思うが、重ねて質問をし、当局の答弁を伺います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 合併特例債についての御質問にお答えいたします。

初めに、事業費の3分の1は自治体負担、その大部分は地方債であり、市の借金がふえるとのおただしにお答えいたします。

合併特例債は地方債であり、市の借金となりますが、元利償還金の70%が普通交付税で措置されるものであります。市の一般財源で返済するのは償還額の30%であります。新市建設計画における財政計画では10年間で約 197億円を起債することとしておりますが、元利償還金に対する交付税措置率が高いため、他の起債と比べ有利な条件であると考えてお

ります。

次に、後年度の地方交付税による充当財源はどこにあるのかのおただしであります
が、合併特例債の元利償還額の70%が後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、
交付税として交付されますが、これを合併特例債の償還金の一部として充当するものであ
ります。

次に、大型の事業を市内に請け負える業者は存在するのかのおただしであります
が、田村市では旧5町村から引き継いだ入札参加願いを確認し、庁内の指名競争入札参加者資
格審査委員会の審議を経て、入札参加資格者名簿に搭載しております。この中には大規模
な事業の受注に十分対応することができる市内業者も含まれていると考えております。

次に、建設事業後の維持管理はどうするのかのおただしであります
が、事業計画に当たりましては、後年度の維持管理費等も十分に考慮し、過度な投資とならないような計画を
いたしますとともに、毎年度、予算の範囲で維持管理費を計上しておりますので、適切な
修繕等を行い、多額の支出が一時的に生ずる大規模修繕が発生しないよう適正に維持管理
いたしております。また、いたしてまいります。

次に、どのくらいの期間で、どのくらいの額を利用するのかのおただし
あります
が、合併特例債を活用できる期間は合併後10年というのは、御案内のとおりであります。
この合併特例法に規定されております田村市におきましては平成17年度から平成26年度ま
でであります。

また、田村市の合併特例債充当可能な事業費は 207億 5,000万円であり、合併特例債事
業につきましては、クラスター型まちづくりの推進に寄与するとともに、計画的かつ健全
財政に努めるために、起債可能額の全額活用を、必ずしもですよ、必ずしも前提とはせ
ず、財政計画との整合性を図ることを基本に進める考えであります。

さらに、計画の具現化に当たりましては、各事業について本庁及び行政局の関係部課が
市全体の視点に立って作成するそれぞれの整備計画を基本に取りまとめることとし、18年
度以降ローリング方式による調整を図りながら効率的な推進に努めてまいりたいと
考えて
おります。

なお、平成17年度につきましては、旧町村が編成した予算の方針等に基づくとともに、
過疎債や辺地債事業などを含めた旧町村ごとのバランスを考慮しながら所要額を計上
いた
しております。

このように計画の全体像は検討段階にありますことから、活用期間は新市建設計画にも

ありますように10年間でありますが、その総額につきましては、今後検討してまいります。

次に、合併特例債事業名はどのくらいあるのかとのおただしであります。合併特例債につきましては、合併町村の速やかな一体性の確立や均衡ある発展に資するために行う新市建設計画に掲げられた公共的施設の整備事業、合併町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業に充てることとなっております。

その概要は、旧町村間相互の道路整備事業を初め、義務教育施設整備事業、社会福祉施設整備事業、都市公園事業、公営住宅建設事業、社会教育施設整備事業のほか、合併町村の一体感を調整するためのイベントや商店街活性化対策、伝統文化の伝承など、ハード、ソフト両面の事業に充当することが可能となっております。いわゆるすべてが、あらゆるものが合併特例債に該当するということでもあります。

次に、合併特例債事業に事業評価制度、地域審議会、パブリックコメント制度を導入すべきとの御質問にお答えいたします。

先ほど事業評価制度についてはお答えいたしましたので、割愛させていただきます。

パブリックコメント制度についても、先ほど答弁いたしておりますので、割愛させていただきます。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） ただいま市長から答弁ありました。答弁の内容は、合併特例債事業の基本的な考え方についてというふうな答弁の内容だなど。慎重に合併特例債事業に当たってもらいたいなど、そんなふうに思っております。特に合併特例債事業、合併前は207億円つくんだと、主に建設事業に使われるんだというふうなところで、地元の建設業者の人たち、大きく合併賛成に動く条件の一つにもなっておりました。なかなかそうはいかない財政事情があると思います。慎重な利用、対応が必要だなど。我々も議会でのチェック大変だなど、そんなふうに思っております。

引き続きまして、最後の質問、6点目、本予算についてです。

予算編成の重点は何か。

2番目、経常収支率は前年度と対比してどうか。

言われております、最少の経費で最大の効果を上げる対策は。

選挙時の公約はどう具体化されているか。

5番目、税収入で滞納繰越分の徴収はどのような対策を講じているのか。

以上、5点の質問を伺います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 初めに私から、本予算についてのうち、選挙時の公約はどう具体化されているのかとの御質問にお答えいたします。

私は、市長選挙に臨むに当たって、政治的な理念といたしまして、旧町村の融和・一体化に努めるとともに、新市建設計画の将来像であります「あぶくまの人・郷・夢を育むまち～はつらつ高原都市 田村市～」の実現に向け、旧5町村それぞれがバランスのとれた、安心して暮らせる新しいまちづくり、環境と共生するクラスター型のまちづくりの実現に向け全力で取り組んでまいることと決意し、そのまちづくり推進の基本的な政策として、一つには、地域を生かす産業の振興、第2点目が健康づくりと福祉の充実、3点目が未来を担う人づくり、4点目が快適な生活環境の整備、5点目が市民参加の郷づくり・まちづくり、6点目が行財政改革の推進の六つを重点施策として掲げ、立候補し、市民皆様の温かい御支持をいただいて田村市の初代市長に就任させていただきました。

平成17年度予算編成に当たりましても、この六つを柱として、それぞれに重点的な事業を盛り込み、御提案申し上げた次第でありますので、御了承をお願いいたします。

○議長（三瓶利野） 相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 予算編成の重点は何か等について申し上げます。

平成17年度の予算編成につきましては、市長からの提案説明の中で申し上げましたが、田村市の新たなまちづくりのための第一歩となる観点から、合併協定書、新市建設計画及び合併協議会の協議内容を指針とするとともに、合併旧5町村それぞれが進めてきたまちづくりを継承する立場から、各町村において積算を行ったものを基本とするとともに、市長の施政方針であります六つの柱を基本として、その実現を目指した施策を盛り込みまして編成をいたしました。

次に、経常経費比率は前年度と対比してどうかのおただしにつきましては、平成16年度の旧5町村の会計及び平成16年3月分の田村市としての会計の決算作業を進めている段階であり、経常収支比率の分析ができない状況にあります。また、平成17年度につきましては、予算ベースであり、経常収支比率の推計は難しい状況でありますので、平成16年度、現在作業を進めておりますが、平成16年度決算統計による経常収支比率が算定できました段階で公表をいたしてまいります。

次に、最少の経費で最大の効果を上げる対策はとのおただしにつきましては、財政運営において収入に見合った財政規模を基準とし、限られた財源の中で市民サービスの低下を

来さないよう予算の効率的執行と財源の増収確保を図るとともに、予想されます後年度財政負担の増加に対応できるよう節度ある財政運営に努めることといたしました。

このように厳しい財政環境のもと、予算編成に当たりましては、合併の効果を最大に引き出すとともに、本年度を田村市の未来に向けた第一歩を踏み出す年と位置づけ、事業の重点選別と効率的な配分に徹して編成したところであります。

次に、税収入で滞納繰越分の収納対策について申し上げます。

納税の基本は自主納付であります。大越町のように、町・県民税納付率連続 100%を誇るといふところもありました。合併で新たな機構となり、公平・公正負担の原則のもと、市の自主財源確保に努めているところであります。

市税の未納及び滞納繰越分の状況につきましては、3月末現在で、市・県民税、現年課税分 411件、滞納繰越分 837件、固定資産税、現年度分 760件、滞納繰越分 1,781件、軽自動車税、現年課税分 290件、滞納繰越分 457件。これらの滞納額は、現年度分 1億 1,900万円、滞納繰越分 2億 3,450万円となっております。

また、国民健康保険税滞納繰越分につきましては 1,876件で、滞納繰越額は 2億 2,548万円となっております。

これらの収納対策につきましては、全庁的な体制として、仮称ではありますが、田村市未納対策推進本部を速やかに設置をし、納税相談、臨戸徴収を進め、悪質と思われる長期滞納者、高額滞納者につきましては、差し押さえ等の法に基づく厳正な滞納処分を行ってまいります。

さらに、本年度から開始をします県による直接徴収制度及び徴収嘱託員についても十分活用いたし、未納の解消に積極的に努めてまいります。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 今、いろいろ予算についての取り組む姿勢、説明ありました。

滞納額の繰り越し、市民税、健康保険に代表されるように、大きな問題だと思っております。特に旧町村でも議会も含めていろいろ審議した経過もあります。特に、まじめに納めている部分もあります。滞納の部分、滞納している人、この人の部分が問題だなと。いろいろな生活面や、あるいは一言でいえば生活面、あるいは健康の状態等も含めて、きめ細かい収納態勢、情報を的確につかんで、行政局ですぐ当たっていく。情報の収集が滞納者に対する大きな問題ではないのかなと、徴収する際に。そういうふうな態勢も含めて、もう一度、当局の考えを伺います。

○議長（三瓶利野） 相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 再質問にお答えをいたします。

滞納者についての御質問でございますが、御承知のように、滞納者については、個々の滞納者の状況はまちまちでございます。ただいまおただしの、きめ細やかな情報収集ということでございますが、滞納者につきましては、滞納者のカードを作成いたしまして、臨戸徴収の状況、相談の結果等々を記録しながら、そういう情報をきめ細やかに把握しながら滞納の未納解消に努めてまいります。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） ぜひきめ細かな情報を集めて健全な収納率にしてもらいたいなど、そんなふうに思っております。

予算編成の重点、あるいは経常収支率は出てこない。最少の経費で最大の効果、いろいろ質問してみました。やはりこれらをきちんと対処していくことが、田村市が地域住民から信頼を得られることの基本になるのではないのかなど、そんなふうに思っております。再度、その辺も含めて、最少の経費、最大の効果、行政経費、地域住民の、あるいはチェックも厳しい部分もあります、そこら辺も含めて、当局の考え、お願いします。

○議長（三瓶利野） 相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 再々質問にお答え申し上げます。

予算編成の重点事業は、この予算編成の基本でありますし、最少の経費で最大の効果を上げる、これは当然我々が基本として取り組まなければならない課題というふうに考えております。

未納対策についても、先ほど申し上げましたとおり、積極的に進めてまいります。

○25番（吉田文夫） ぜひ強い決意で実施してもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（三瓶利野） これにて25番吉田文夫君の質問を終結します。

以上で一般質問午前の部は終了いたしました。

昼食休憩のため休議いたします。

午後の部は、午後1時より行います。

午前 11時51分 休議

午後 0時59分 再開

○議長（三瓶利野） 休憩前に引き続き再開いたします。

53番安藤 勝君並びに57番照山成信君は、所用により午後早退する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

休憩前に引き続き、通告による一般質問を行います。

次の質問者、43番吉田 忠君の発言を許します。

（43番 吉田 忠議員 登壇）

○43番（吉田 忠） ただいま議長よりお許しがありましたので、さきの通告により一般質問をさせていただきます。

まず初めに、合併後初めての市長選挙において見事当選の榮譽に輝いた田村市長に改めてお祝いを申し上げたいと思います。本当におめでとうございます。

と同時に、田村市民はもとより、県内各方面、いや全国から注目を集めてのクラスター型合併であります。そして、市長としての手腕の見せどころでもあり、田村市民は大変期待もしております。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

まず、財産管理と固定資産税はということで、まず一つ目の質問ですが、旧5町村の合併により5町村の枠組みが外れ、それぞれの行政局が、その地域に合った特色ある行政運営が求められています。近年特に公共道路網の整備あるいは公共物の管理が、旧町村のまま、すべて新市に引き継がれました。

そこで、何点かお伺いしたいと思います。

第1点目は、旧町村道及び農道が個人あるいは法人の大事な不動産を買い上げて開発を行っていると思います。そこで、旧町村道及び農道の売買契約に対して登記がされていると思いますが、現段階で各行政局ごとに未登記が何件あるのか、また何平米あるのかも伺いしたい。

それから第2点目は、その未登記の不動産に対して固定資産税はどのようになっているのか、具体的にお答え願いたい。

第3点目は、第1点目と第2点目に対して、市として今後どのような対策と見通しを考えているのかも伺いしたいと存じます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 43番吉田 忠議員の財産管理と固定資産税についての御質問にお答えをいたします。

初めに、旧町村道、農道等の開発で旧町村が買収した不動産に対して登記されることは当然と思うが、旧町村の未登記件数及び平米数を各行政局ごとに報告していただきたいについて申し上げます。

おただしのように、道路敷地など買収した土地の所有権移転登記を進めなければならないことは当然のことであると考えておりますが、旧町村ともに昭和40年代から地権者の寄附により整備した農林道など、あるいは何らかの事情により登記できなかった物件を数多く抱え合併に至っておりますのが実情であります。

古い年代に寄附採納、買収した路線については、書類、図面がそろっていないものも含まれており、正確に未登記件数の総数を今すぐに把握することは困難であります。現時点で各行政局が調査をいたしました未登記件数は、滝根 108件、大越18件、都路 277件、常葉 532件、船引 2,304件、合わせて 3,239件であります。

なお、未登記面積は、現時点では把握できておりません。

次に、未登記の不動産に対しての固定資産税はどのようになっているかとおただしにつきましては、町村道及び農道等のために買収した土地のうち未登記の土地については、それぞれの事業担当課から税務担当への報告により非課税扱いといたしておりますが、一部の行政局において報告漏れ等によりそのまま課税をしているところもありますので、再度課税状況の確認を行い、非課税扱いにしていまいります。

市としてどのような対策と見通しを考えているのかとおただしにつきましては、各行政局が引き継いでいる合併以前からの未登記物件について、全体像の把握に努めるとともに、登記に向けた事務処理計画を立て、年次計画により未登記の解消を図っていきたくと考えております。

また、今後市で買収する土地につきましても、何らかの事情によりすぐ登記できないものについては、それぞれの事業担当課と税務担当との連絡態勢を強化し、報告漏れがないように努めてまいります。

○議長（三瓶利野） 吉田 忠君。

○43番（吉田 忠） 再質問をさせていただきます。

今、トータルで 3,239件の未登記物件があるというようなことなんです。これは田村市にとって非常に困ったものだなというふうに思います。出だしからこんなふうな未登記物件、これがまだ処理されていない。これは、何らかの処理できない状態があるので今まで残ったのかなというふうに思います。さきの税金、固定資産税の件につきましても、課

税の部分が若干なりとも残っているというようなことから、私が申し上げたいのは、今まで大事な財産を旧町村にそれなりに協力してきて、その中で登記されていないというような部分については、今総務部長にもお話ししていただきましたが、今後やはり段階的に処理していくというような部分なんですけれども、こういう部分を置いておいて合併したわけです。専門的に業者を雇ってやるとか、何かそういうふうな方策で、過去のものに対してちゃんとしたけじめをつけて、そして新市の計画等があるのではないのかなというふうに思いますが、その辺、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（三瓶利野） 相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 43番吉田 忠議員の再質問にお答えをいたします。

ただいまの御指摘のあった件でございますが、現在、全体像の把握に努めている状況でございます。おただしの、業者に委託というふうなお話もいただきましたが、業者に委託する前段の関係書類の整備ができていないという状況もございますので、業者に委託できるとすれば、それなりの予算を計上して積極的に進めてまいりたいと。問題は、そこに行くまでの前提の書類の整備が速やかにできるかどうかだと思っております。

○議長（三瓶利野） 吉田 忠君。

○43番（吉田 忠） 再々質問になるんですが、私、こんなにも膨大な件数とは知りませんでした。3,200件の件数ですね。これ、今総務部長、逐次やるような答弁なんですけれども、業者に委託する前の段階であるというふうな言葉ではありますが、市長、その辺どのように考えているでしょうか。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 再々質問にお答えいたします。

ただいま総務部長がお話しいただきましたが、私もこれは重要な課題だと思っております。財産登記でありますので。経費の問題はともかくといたしまして、すぐに調査して、早急にできるような対応をしてみたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（三瓶利野） 吉田 忠君。

○43番（吉田 忠） 今市長の方から前向きな答弁をいただきましたので、頑張ってもらいたいと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、二つ目の質問ですが、JR磐越東線は、郡山方面あるいはいわき市方面等、通勤・通学に欠かせない交通手段であります。近年特に、乗客の減少により、JR磐越東線活性化のために活性化事業を展開し、SLあぶくま号なども人気があるようです。私もJ

R東日本福島支店を確認しましたが、昨年度、J R磐越東線は、乗車人数、収益とも、15年を100として1日当たり1%から2%の減少をしているというような回答が出ました。

そこで、J R磐越東線利用促進と磐城常葉駅駐車場の件について、何点かお伺いしたいと思います。

まず1点目、現在、磐城常葉駅前は、駅前商店街の協力により以前より大変きれいになっています。磐城常葉駅を利用する会社員の方、あるいは専門学校に通う学生の方、あるいは親に送迎をしてもらう高校生、病院に通院している方々と、朝夕非常に混雑しております。J R磐越東線利用促進から申しますと、もっともっと利用してもらいたいのが現状であります。

ところが、平成15年に磐城常葉駅前整備事業が終わると同時に、地元と話し合いの上、一部に有料駐車場ができ、長期間の通勤・通学の自動車は月決めの駐車場に契約駐車してくださいというチラシが自動車のワイパーに挟んであるようです。また、一部の方は、係の方に有料駐車場を勧められているのが現状であります。

さらに、調査の結果、合併し同じ市にありながら、大越駅、神俣駅は無料で、船引駅、現在は都市計画整備中であるところから、管理は地域整備課が管理し、駐車場は無料です。磐城常葉駅の管理は地域振興課が管理し、駐車場の一部が有料であります。

ちなみに、もとの郡で言いますと三春駅は無料、それから小野新町駅が一部有料であります。この有料は27台分あり、駅周辺の方が、自宅のスペースが狭いために、2台のうち1台を有料で駐車場で借りているというのが現状のようであります。通勤・通学は40台のスペースですべて無料でありますというような回答も得ています。

このことから、現在、通勤・通学の有料駐車場はJ R磐城常葉駅のみであり、利用促進からも、地元と話し合いにより駐車場を無料開放すべきと考えますが、いかがなものでしょうか。

第2点目ですが、朝夕のJ R磐城常葉駅周辺の混雑は慢性的な状態にあります。特に、常葉町方面より踏み切りを渡り、駅までの混雑を解消するために、旧常葉町議会でも何人かの議員の方々が一般質問をし、さらに合同所管事務調査をした経緯があり、少し進んでいるのか、その辺も改めて駐車場の今までの経緯をお伺いしたいと思います。

先ほど、駅駐車場が狭いということであれば、駅裏側に駐車場のスペースがとれる空き空間があり、農道と駐車場の取りつけだけで十分駐車場ができるとは思いますが、今までの経緯についてどのような話し合いをしてきたのか、今後この事業を推進していく考えがあ

るのかも伺いしたいと思います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） J R 磐城常葉駅の駐車場についての御質問にお答えいたします。

まず、J R 磐越東線利用促進からも駐車場を無料化する考えはとのおただしであります。磐城常葉駅前駐車場は平成13年に施工された県道常葉芦沢線改良工事に伴い、旧船引町が地元であります今泉行政区と協議し、磐城常葉駅前広場を整備するとともに駐車場を拡張し、通勤者を対象とした有料駐車場の整備、中学校や高校に通学する生徒を送迎する保護者の車両及び駅前商店街利用者の駐車スペースを確保するという基本的な考え方から、磐城常葉駅前広場整備工事として、広場整備改良、舗装工事、照明工事及び看板設置工事などを行い、一般駐車場34台、有料駐車場39台の整備を行いました。

有料駐車場の利用状況は、6月8日現在で39台の駐車スペースのうち25台分の利用契約を結んでおります。また、無料駐車場の利用状況を5月11日から6月1日までの16日間調査した結果、一般駐車場スペース34台のうち10日以上終日駐車していた車は24台でありました。また、6月1日の無料駐車場の駐車台数は、34台のスペースのうち31台が駐車しており、駐車車両の運転者17人に、長期・長時間にわたる駐車の場合は有料駐車場への移行をお願いいたしたところであります。

市といたしましては、今後も無料の一般駐車場の利用は駅前商店への買い物など短時間利用する方及び列車を利用して通学する学生などの送迎用の駐車スペースとして利用いただき、通勤などでの長期・長時間にわたる利用については有料駐車場を利用いただくことで、通勤者などへの駐車場確保の利便を図っていきたいと考えております。

なお、船引駅につきましても、駅周辺の整備とあわせ駐車スペース確保を計画している船引駅南側及び北側駐車場につきましても、有料化の方向で検討を進めております。これらについては、旧船引町が長時間あるいは長期、車を置く、あるいは付近の方々が置いて、通学の送迎の車両が混雑して置けないと、そして道路に不便があるということから、無料ということを考えてまいりましたが、無料となるとすべての方々が置いて、今申し上げた通勤あるいは通学者の送迎とかそういう場合に支障を生じるということから有料化した経緯がございますので、御了承願います。

なお、おただしの件につきましては、今後、三春、あるいは小野とか、滝根、いわゆる菅谷とか神俣、大越というふうなこともお聞きいたしましたので、全体的な中で検討してまいりたいと考えております。

次に、J R磐城常葉駅裏側の開発事業を推進する考えはとのおただしについて申し上げます。

J R磐城常葉駅北側の開発につきましては、合併前に旧常葉町議会が現地調査を行い、駅北側から直接磐城常葉駅が利用できるよう常葉町としてJ Rに対し要望した経緯があると報告を受けております。その後、J R仙台支社の担当者が磐城常葉駅にお見えになりましたが、その後、J Rからの正式な回答は得られておりません。駅北側の開発により駐車場を設置し、直接ホームへ進入することができれば乗降客の利便を図れるものと思われませんが、J Rと私も直接まだ面談しておりませんので、列車運行上の安全対策などの課題もあるのかなと思っておりますが、私といたしましては、J R東日本鉄道旅客株式会社と協議を進めてまいり、善処してまいりたいと考えております。

○議長（三瓶利野） 吉田 忠君。

○43番（吉田 忠） 今るる答弁をいただいたわけですが、同じ市の中で有料・無料と。過去の旧町村単位の場合にはこれは別としまして、同じ市にありながら有料と無料、これはいかなものかなというふうな部分が私は一番危惧しているところでございます。やはり神俣駅、大越駅、それから磐城常葉駅、船引駅、全面的に、J Rの利用促進からいって、当然無料にすべきというふうに私は思います。

というのも、今年度の予算の中にもありますが、磐越東線活性化事業対策費というような部分も盛り込んであると思います。これは、片方では活性化の予算をとる、片方では余り駐車させないような方策をとるというのはいかなものかなというふうに思うので、できればやはり、郡山方面あるいはいわき市方面に働きに行く、あるいは通学にも使っているというようなことから、やはり当然無料化にしてもいいのではないかなというふうに思うんですが、再度その辺お願いしたいと思っております。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

ただいま私が申し上げたのは、三春町、あるいは要田、あるいは船引、磐城常葉、大越、あるいは菅谷、神俣等々がございますが、そのうち田村市は五つの駅になりますか、そういうことがあって、他の地域の方がどういう通学あるいは通勤に不便を来しているのかも調査して、それに基づいて今の無料化についても検討してまいります。

○議長（三瓶利野） 吉田 忠君。

○43番（吉田 忠） その辺、よろしく願い申し上げまして、次の質問に移らせていただ

きます。

三つ目の質問であります、これは小中学生にボランティアの活動を取り入れてはという質問であります。

昨年7月に旧常葉町議会で京都・名古屋方面の合同所管事務調査がありました。愛知県南知多に宿泊した際に、中日新聞の一部分に載っていた記事が非常に興味ありましたものですから。この内容は、南知多町内の小中学生が平成16年4月から町教育委員会発行のボランティアカードを手に奉仕活動に取り組んでいるという内容で、福祉施設での手伝いや地域の清掃奉仕をするなど、カードに、取り組み内容と証明のサインなどももらえる、活動の励みになっているというようなことです。それから、子供たちに積極的にボランティア活動に参加してもらうのがねらいで、知多半島では初めての取り組みであります。それから、ボランティア活動に一番多く取り組んだ児童生徒は学校が表彰する場合もある。それから、町内にある特別養護老人ホームや知的障害者、授産施設などで通所者を介護したり、海岸で清掃奉仕などをすると、施設責任者や区長から活動内容を証明するサイン・印鑑がカードに記載されるという内容でした。

最近特にボランティア活動のことを耳にします。ボランティア活動はあくまでも自主的な活動であり、だれから言われたからといって、表彰されたからとか、強制的な活動ではないが、このボランティアカードは児童生徒が本来ボランティア精神を理解して活動を起すためのステップであり、行政もこうしたことにいち早く取り組むべきと考えますが、その辺をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。大橋教育長。

○教育長（大橋重信） 小中学生にボランティア活動をの御質問にお答えいたします。

田村市におきましては、児童生徒のボランティア活動普及事業協力校に指定を受けました上大越小学校、西向小学校、山根小学校、堀越小学校、移中学校及び瀬川中学校の6校を中心に、学校独自でボランティア年間計画を立て、総合的な学習の時間にボランティア研修会や施設訪問を行っているところでございます。

また、市内小中学校のすべてに、教頭または社会教育主事有資格者の先生が主任となり、体験学習推進委員会を設置し、総合的な学習の時間や生活科の時間を利用して、児童生徒に奉仕の心を補うことを目的としたボランティアに関する研修授業を行っております。

なお、この推進委員会につきましては、各公民館に設置した体験活動ボランティア活動

支援センターのコーディネーターによる指導・助言を行っているところであります。

また、校外におきましても、ボランティア実践活動の中心的な役割を担うリーダーの養成をすることを目的として、ボランティア養成講座を開催しており、学校、地域、行政が一丸となって、小中学生のボランティア活動への関心を高めるとともに、出会いや触れ合いを体験することにより社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくみ、ボランティア活動の啓発に努めていく所存でございます。

なおほかに、ボランティア活動支援センターでは、市民各層からそれぞれの分野に秀でた方々をボランティアバンクに登録し、指導者として小中学生とともに福祉施設や社会施設を訪れ、演芸を披露したり入所者との会話を通じて交流を図るなど、ボランティア活動の推進を実施しているところでありますが、本市においても、ボランティア活動については今後とも支援、協力していく考えであります。

○議長（三瓶利野） 吉田 忠君。

○43番（吉田 忠） 教育長の方から、るる説明がありました。よくわかりました。

私が小中学生にボランティアをというような意味を込めて話したのは、新聞に出ていたばかりではないんです。私自身もボランティア活動をしております。その中に、三つほどのグループがあるんですが、特に午前中も空き缶の質問がありました。その中で、空き缶拾いなどは年2回くらいはやっております。やはり小中学生にボランティア活動ということは、当然、小中学生が空き缶拾いにしろ何にしろ、やることによって、大人になったらばしないのではないのかなという思いを込めて、ボランティア活動に力を入れてほしいなというふうな意味を込めて私質問したのでありまして、現在もやっているというようなことから、今後ますます、もっともっと、力を入れてやってもらいたいなというふうに思いまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三瓶利野） これにて43番吉田 忠君の質問を終結します。

次の質問者、2番木村高雄君の発言を許します。2番木村高雄君。

（2番 木村高雄議員 登壇）

○2番（木村高雄） 通告によります4項目について一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、就学援助制度についてであります。

田村市のホームページに3月16日まで掲載されていた就学援助制度が、17日以降削除されておりました。その理由は何かをまず答弁を求めたいと思います。

また、この申し込み方式については、申請、世帯票方式がありますが、申請方式で行う

べきではないかと思いますが、この2点について、まずは答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。大橋教育長。

○教育長（大橋重信） 2番木村高雄議員の就学援助制度の御質問にお答えいたします。

初めに、田村市ホームページに掲載された就学援助制度が削除されているがとの質問がありますが、合併時に就学援助についての手続概要をホームページに公開いたしましたが、合併前の町村での方式で認定の手続が進められていたことや記載内容に誤りがあったため公開を取りやめたものであり、大変申しわけなく思っております。

その後、誤りを訂正するとともに申請様式の検討やホームページから申請様式を取り出せることができるようにするための手続を整備いたしましたので、6月3日からホームページで閲覧できるようにいたしました。

次に、申請方式と世帯票方式があるが、申請方式で行うべきではないかとの質問について申し上げます。

合併前の町村では、滝根町、都路村が申請方式、大越町、常葉町、船引町が世帯票方式をとっておりましたが、市民サービスの向上という観点から、二つの方式の長所、短所を検討しました結果、就学援助申請者の意思及び学校長等の意見が反映できる手続として申請方式を基本としますが、世帯票方式も残し、両方の方式を採用することとしておりますので、2方面で今現在併用しております。以上です。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 今確かに、説明があったとおり、ホームページ、私、一般質問で通告した当初にどういう理由かということで教育委員会に質問したんですけれども、そしたら見ているうちにホームページが立ち上がったわけなんです。しかし、以前のものとは何ら変わらない中身だったという私の認識なんですけれども、どこが変わったか、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

それから、申請方式というのは、私たちも運動として、当然この方法が一番いいんだというふうに思っているわけなんですけれども、一つ言えることは、今、国の義務教育費の削減問題ということで、こういうことを先取りしながら就学援助制度に対して公表しないという、そういう現象があらわれている観点があるものですから、私は、このホームページから削除したのは、こんな言い方は失礼ですけれども、故意に外したのかなというふうに思ったわけなんですけれども。そういうことではないようではありますけれども。

それから、就学援助制度については、少し申し上げますと、就学困難な児童及び生徒に

係る就学援助について、国の援助に関する法律で定められた制度なわけですから。それで、就学援助制度の主な対象は、学用品、それからクラブ活動費、体育実技用具品、入学準備品等いろいろあるわけでありまして、就学援助法は市町村が、前段に述べたように、予算の範囲内においてこれに要する費用を補助するとして、補助の具体的内容を法律で施行いたしまして、国は文部科学大臣が定める単価に対象児童生徒数を乗じた総数の2分の1を補助すると、こう言っているわけでありまして。

ところが、国が法律に「予算の範囲内」としていることを理由に補助金の削減を続けてきたため、市町村が支出した費用の2分の1どころか4分の1、5分の1に満たないところもあるというのが今の就学援助制度の実態なわけでありまして。

そういった国の教育費の削減ということもあるわけでありまして、やはり田村市の経済的に困難な子供を、憲法で規定した教育の無償という観点からすれば、やはりこの就学援助制度というものを広く市民の中に公表していくべきではないかということになるわけでありまして。

それで、また質問なわけなんですけれども、ホームページには確かに立ち上がったわけなんですけれども、これを田村市が発行する広報誌に掲載すべきではないかと思いますが、答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 大橋教育長。

○教育長（大橋重信） まずもって、抹消したことでありますが、住所が明確でなかったために住所の訂正と、受け付け期間の誤りから、ホームページから削除したということでありまして、でありますので、御理解をいただきたい。

それから、申請書のダウンロードにつきましては、様式を取り寄せるようにいたしておりますので、それで御理解をいただきたいということでありまして。

それから、先ほど木村議員がおっしゃられたとおり、就学が困難な保護者の負担にすることにつきましては、御質問の内容のとおりであります。就学困難な人の義務教育を受けるための経費を国が負担するということでもありますので、これからホームページでなく広報誌等を通じまして、就学援助制度がありますという制度の内容をよく市民の皆様には知らせ、そして受け付けをしたいという考えであります。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） やはりホームページというに限られた人、今や普及していますけれども、広報誌となると市民の大部分の方が見るということになりますので、やはりこれは広

報誌に掲載してほしいということを要望したいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

社会保険の乳幼児医療費の窓口無料化の早期実施についてであります。

これは前回の3月の定例議会にも質問を行いました。が、社保の乳幼児医療費窓口無料化の実施のための作業が進められていると思います。実施時期はいつになるか、また実施された場合、国保連合会への事務処理料についても市が負担すべきではないか、答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） 2番木村高雄議員の御質問でございます。

社保の乳幼児医療費窓口無料の早期実施についての御質問についてお答えいたします。

まず、社会保険加入者の乳幼児医療費窓口無料化の実施時期についてであります。田村医師会を初め、市民が利用すると思われる地域の医師会、歯科医師会及び薬剤師会との協議をいたしておるところでございます。

また、各医師会、加盟医療機関、薬剤師会等、並びに福島県国民健康保険団体連合会との契約の締結のほか、高額医療費付加給付費等の二重給付への対応など、課題が山積している状況であります。利用者が多いと思われる田村地方、郡山市等を中心にできることから、次年度を目途に実施できるよう努めてまいりたいと思います。

それから、乳幼児医療費窓口無料化に伴い、レセプトの集計を福島県国民健康保険団体連合会へ委託する場合の処理手数料についてであります。1件35円となっております。この負担について市が負担すべきとおたがひでございます。平成13年4月から就学前の幼児まで拡大されたことに伴う財政負担もありますので、十分検討してまいりたい、このように考えております。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 実はですね、この問題について私たちは各関係団体と、早期実施をしてくれということと、せめて田村郡内だけでも直ちに実施してくれということで、署名活動を行ったわけです。それで、1週間という短期間だったわけなんですけれども426名の方々から署名をいただいて、市長と6月6日市長室でいろいろ懇談したわけなんですけれども、その中で市長がおっしゃられたことは、国保と社保の間でこのような格差があるのはおかしい、担当課についても医師会と話し合うように指示を行ったと、こういった答弁が返ってきたわけでありまして。

一つお尋ねしたいのは、この後、秋元部長、医師会との話し合いが行われたかどうかについて答弁を求めたいと思います。

そして、私、次の6月7日に医師会の会長に電話して、その日のお昼に会ったんです。そうしたら、医師会の会長さんが、社保の乳幼児医療費窓口無料化については大いに歓迎すると。そして、この私たちが集めた陳情書にも署名をしていただいたんです。ですから、このことは、やはり話し合いを進めれば即座にこの制度が実現するということの裏づけだと思いますが、こういった話し合いを行ったかどうか、担当課の部長として答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） ただいまのおただしの件でございますが、医師会との協議は行ったのかということでございますが、担当者は実施しておりましたので、御報告申し上げます。直接私は医師会の方とは会ってはおりませんが、担当者が。（「担当者は話し合ったということですね」の声あり）はい。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） それと同時に、私、資料として担当の方からいただいたんですけれども、乳幼児がどちらの方の病院に行っているかということで調べていただいたんですけれども、田村市内が63%、それから三春町が9%、小野町が7%、郡山市が19%、その他が2%ということですから、今言った話の流れからして、田村市の医師会と契約、それから薬剤師会と契約すれば、この問題は即座に実現するということになります。それから、郡山市については、8月1日からこの制度ができるわけです。ですから、早急にこの制度、本当に国保世帯2.5倍の社保の数があるわけですから、ぜひとも早急に実施していただきたい。このことを強く要望したいと思います。

次の質問に移ります。

敬老祝い金についてであります。

平成17年度から20年度まで、大越、常葉、都路行政局で敬老祝い金が支給されない高齢者は何名になるのか。

また、滝根、船引行政局同様の祝い金を支給するための必要な予算は幾らになるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） 敬老祝い金についての御質問にお答えいたします。

平成17年から平成20年までの敬老祝い金の支給されない高齢者数は何名かについてのおただしであります。敬老祝い金につきましては、合併協定書の中で「敬老祝い金は旧町村ごとに段階的に常葉町の例により調整する」に基づき、平成21年度まで5年間かけまして段階的に同一の支給ができるよう条例で定めたところであります。

各年度において同年令で支給されない方の人数につきまして、平成17年9月15日を基準日といたしまして、平成17年度は、大越行政局 320人、都路行政局 472名、常葉行政局 354名、計 1,146名でございます。

また、平成18年度、大越行政局 242名、都路行政局 387名、常葉行政局 259名、計 888名。

平成19年度、大越行政局 167名、都路行政局 111名、常葉行政局 172名、計 450名。

平成20年度、大越行政局87名、都路行政局48名、常葉行政局99名、計 234名でございます。

合わせますと、2,718名となります。

なお、滝根、船引同様の祝い金を支給するために必要な予算につきましては、平成17年度は1,146名に5,000円を支給いたしますと573万円、平成18年、19年、20年が1,572名に当たりまして3,000円を支給いたしますと471万6,000円、合計1,044万6,000円が必要となるところでございます。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 担当課からもらった資料とかなり食い違いがあるんですけども。平成17年度は71歳で大越、常葉、都路のお年寄りがもらえないんですね、その合計が199名ということなんですけれども、そうすると大体100万円ぐらいの予算措置でこれができるというふうな計算式になるんですけども、ちょっとそのところ私の計算式と違うなというふうに思っているわけなんですけれども。ちょっと検討してもらえますか。

じゃあ、ちょっとこちらの資料、議長、いいですか。

○議長（三瓶利野） はい。

それでは、ここで暫時休議します。

再開は、午後2時といたします。

午後1時48分 休議

午後2時00分 再開

○議長（三瓶利野） 休憩前に引き続き再開いたします。

2 番木村高雄君の一般質問を続けます。

休議前の再質問に対する当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） ただいまは大変差異がありまして申しわけなかったんですが、木村議員さんの場合71歳の計算ということでございますが、条例では74歳まででございますので、それらによって人数に差異が生じたということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、先ほどの中でですが、都路行政局につきましては79歳までが未支給ということになりますので人数が多ございますが、18年度 888名で 266万 4,000円、19年度につきましては 450名で 135万円、平成20年度につきましては 234名で70万 2,000円が必要ということになります。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 今、71歳だけの計算ということで私の大変ミスでした。申しわけありません。

それにしても、やはり合併した当初、国保税の問題とか水道料金とか、いろいろな格差が生じるというのもいたし方がないのかなというふうには思うわけでありましてけれども、3月議会でも申し上げましたように、今まで長年国のために働いてきたお年寄りに対するささやかな楽しみ、これに格差があるというのは、大変やはり、合併した市民にとってみれば、高齢者にとってみれば、不公平感というのは倍増するのではないかというふうに思うわけでありまして。そういう観点からも、合併して、「ああ、おれたちも敬老祝い金を今までもらえなかったのがもらえたんだ」というふうになれば、やはり合併してよかったというふうな実感を持たれるのではないかと思いますけれども、市長、この点について今後どのように対処するか、答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 再々質問にお答えいたします。

おただしの件は、よく理解いたします。ただし、合併したことによって、合併浄化槽も、あるいは道路も、学校も、福祉、すべてのことについて合併特例債を今使ってボンとやれば、私も喜ばれるかもしれません。ただ、そういう認識のもとに、確かに国保税も、あるいは介護保険料も、そしてまたただいまのような敬老祝い金についても、それぞれ5町村の合併協議会である程度精査してきたものであります。確かに、合併したところに、

先ほどの鉄道沿線の駐車場の無料あるいは有料、格差があります。そういうところをこれから精査しながらということについては、敬老祝い金を楽しみにしていた方々、さらにはこれから受けられなくなる方もおります。これは全体的な中でどうするかというのが今までの合併協議会で、このような方法ではどうでしょうかということでありましたので、それを今回は尊重したということでもありますので、御理解いただきたいと思います。

おただしの件については御理解はいたしております。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 合併協議会で決定したということでもありますけれども、それについてもやはり見直しはきくわけでありますから、今後この点について御検討していただきたいと思います。

最後の質問でありますけれども、新市建設計画であります。

合併協議会の協定では合併特例債は100%使用するということでしたが、4月25日の新聞報道では「未定」との報道でありました。この食い違いについて答弁を求めたいと思います。

また、新市建設計画をどのような考えで進めていくのか、この2点について答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 新市建設計画についての御質問にお答えいたします。

初めに、合併特例債、100%利用することにされていた合併協議会の協定と「未定」と掲載された新聞報道との食い違いについて申し上げます。

おただしの新聞報道は、4月25日付の福島民報の掲載記事かと存じますが、私も就任して間もない時期であり、合併特例債をいかに活用するか、あるいはその事業はどのようなものなのか、そしてまたいつ、どの程度の規模で行うかなどについては、私の頭の中にその時点ではありませんでしたので、新聞社からのいわゆる照会につきましては「検討中」とお答えいたし、あのような空白になったものと思っております。

確かに207億5,000万円、知っております。それから、そのうちの5%が一般財源で、その残りの95%を掛けると197億円になるのも知っておりました。その額については。ただ、先ほど申し上げましたように、5町村のそれぞれの重点事項がまだその時点では私は把握しておりませんでしたし、さらには事務事業の経費がどのくらいかかるのかもまだ把握しておりませんでしたので、今後それらについても、今年度末に合併特例債についての

重点、いわゆる事務事業についてをお示しする考えを25番の吉田文夫議員の中でもお答えしたとおりでございます。

また、新市建設計画につきましては、地方自治法の中で、新しく市になった場合に田村市の基本構想及び基本計画を策定しなければならない条件の一つになっておりますので、今までの新市に向けての合併前の建設計画、それを基本として、新たに田村市としての基本構想及び基本計画を策定してまいりたいと考えております。そういうことで御回答いたします。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） ただいま答弁にありましたけれども、合併特例債、あくまでも100%利用するという方向でいくんでしょうか。

私、合併特例債というのはあくまでも借金でありまして、やっぱり100%使えとは言えませんよ、これは。それから、新市建設計画に対しても公共事業に対しても、やはり市民の生活に密着した公共事業という観点に立てば、これは大いに進めていくべきものもあるし、ぜひとも市民の立場に立った、そういった計画をつくっていただきたいというものもあるわけでありましてけれども、しかしここで問題になるのが、今、合併特例債というのは国から県が窓口となって、そして県で起債を認める、そういう形になると思うわけなんですけれども、それにしても、起債を認めるか認めないかというのは、非常に財政力が左右されるわけです。6月の決算が9月の決算になれば、公債比率とか起債制限比率というものの数字が出てくるわけなんですけれども、合併前に説明していたように、合併特例債があるから今後とも有利なまちづくりができる、私はこれは一概には言えないのではないかと思いますけれども、市長、そのところをどのようにお考えか、答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暲） お答えいたします。

実は、一般財源、例えば合併しなければ合併特例債は入ってきません。そうしますと、地方交付税とか、あるいは臨時財政対策債とかそういうので、地方交付税が昨年度は15%ほど一気に削減された。合併しますと、合併特例債が207億5,000万円は使えますよと、そのうちの3割は借金ですよ。合併特例債は、一般財源をもって充当するか、例えば今までの道路とかを継続していく場合に、あるいは学校の建物、あるいは新庁舎建設とか、子育てのための保育所とか幼稚園とか、そういったものに充当するときに、一般財源でやる場合より合併特例債を充当した方が償還が少ない。いわゆる有利な方法で使えばいいと

いうふうなこともありますので、私は、全額というふうなことは本当はベターであります
が、ただこれから5年後、10年後、どう変遷していくかによっても違うので、今のところ、
1年かけて今後の計画の中で進めていきたいということでもありますので、合併特例債
は使わないというわけじゃありません。合併特例債を使った方が有利な点は間違いござい
ませんので、その点は御理解いただきたいと思っております。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 私が申し上げたいのは、県が窓口になるということに対して、財政が
厳しいところにさらに合併特例債という一つの借金をすることに対して、県はある程度の
今規制をかける、そういう動きもあるということを言っているわけであります。

新市建設計画に対する私の見解を申し上げたいというのは、先ほど申しましたように、
大型開発、必要でもない箱物をつくる、そういう動きではなくて、やはり市民が求める、
市民の生活に密着した、そういった生活道路の整備とか、または災害が起きた場合などの
緊急避難場所の整備、そういったまさに市民向けの予算の計画をしていくことが、田村市
の住みよい安全・安心なまちづくりにつながるのではないかというふうに思うわけであり
ます。

以上のことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（三瓶利野） これにて2番木村高雄君の質問を終結します。

次の質問者、14番石井市郎君の発言を許します。石井市郎君。

（14番 石井市郎議員 登壇）

○14番（石井市郎） 議席番号14番、石井市郎であります。ただいま議長よりお許しをいた
だきましたので、さきに通告申し上げておきました一般質問をさせていただきたいと思
います。

まず初めに、富塚宥・市長、無競争当選、本当におめでとうございませう。まことに
めでたうございませう。田村市民4万4,000人弱は、しんから御期待を申し上げてお
られると思います。また、我々議員も御期待いたしております。

そのような中で、私は、田村市新庁舎の建設についてお尋ねを申し上げたいと思
います。

過日の5月12日の第2回臨時会の席上でも、所信表明の中でも、市長のあいさつの中
にもありませんでした建設問題です。また、6月9日の6月定例会の議案説明の中
でもなかったように記憶しております。

そのような中で、田村市の新庁舎建設について、市長は現在どのような現況の中
でその

方向性を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

次に、第2点目になりますが、第13回田村地方5町村合併協議会、平成16年6月9日に、新市の事務所の位置についてということで協議第10号に上がっておりますが、継続審議ということになっておりまして、その中で新市の事務所は船引町内の地域に建設をしたいと、そういうふうを考えておられるわけですが、その辺についても伺いたいと考えます。

次に、第3点目でございますが、現段階で各行政局が5行政局あるわけですが、新庁舎というものが早急に建設を求められているのかどうか、その辺もお伺いいたしたいと思います。

次に、本庁舎の敷地、または総工費、建物の形式、例えば平屋であるとか、数階の階数を持った新庁舎を考えておられるのかどうか、その辺について伺いたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 14番石井市郎議員の田村市新庁舎建設計画の取り組みについての御質問にお答えいたします。

初めに、現在の考え方、方向性について申し上げます。

御案内のとおり、新市の本庁舎につきましては、合併協議会におきまして、事務所の位置は船引町とする、本庁舎が建設されるまでの間、新市の事務所は船引町役場に置く、本庁舎は、新市において利便性及び交通事情を考慮して、3年をめどに建設することが、それぞれ確認されております。

私は、市長に就任間もないことでもあり、現時点のみならず将来のまちづくりを想定した上で、利便性と交通事情を考慮した、船引町内における適地の選定方法について、あらゆる角度から入念に検討しながら3年をめどに建設を目指すべきと考えておりますが、今のところ、これからそれに取り組んでまいりたいと思っております。

したがいまして、船引町内のどの地域を考えているのかとの御質問であります。検討の緒につこうとしている現段階では、さらに猶予、時間をいただきたいと申し上げざるを得ないと考えております。

次に、現段階で新庁舎早急の建設を求められているのかについてであります。先ほど申し上げたとおり、合併協議会の「3年をめどに」ということも踏まえながら建設に向けていかなければならないと考えておりますが、それが私に課せられた一つの責務でもあらうと認識いたしております。

また、本庁舎の敷地、あるいは総工費、建物の構造等につきましては、先ほど申し上げましたように、まだ検討の緒についたばかりで、場所も決まっておりませんので、そうなりますと、面積とか、あるいは総事業費、あるいは何階建てというふうなことは、いずれお示しする時期が来ると思いますが、今のところ、大変申しわけなく思っておりますが、回答できない状況にあります。

○議長（三瓶利野） 石井市郎君。

○14番（石井市郎） ただいま市長より御答弁をいただいたわけですが、本庁舎、確かに利便性、交通事情を考慮して3年を目途にという説明の中で、これからの取り組み関係が多分に多いのは重々と御承知の上であります。あくまでも3年という数字をうたっている中において、例えばどのような取り組みに入っておられるのか。3年間、あつという間だと思えます。そういうふうな中で、諸般のいろいろな事情、合併特例債等の使い方とか、いろいろとあると思えますが、その辺についてどのような、また全然スタートラインに入っていないとか、その辺も、もしありましたら。やはり市民の方々は大変関心を持っておられる新庁舎建設の部分であって、大変耳にするものですから、その辺もちょっとお伺いしたいなど、そのように思います。

それと、新庁舎が早急に求められているのかどうかという私の質問ではあるわけですが、その新庁舎、五つの行政局の中で、私は今のところ職員の方々は大変お骨折りをしているかと思えますが、五つの行政局の中で市民に対する住民サービス等が十分取り組んでいけるということであれば新庁舎建設については焦らなくてもいいのかなと、そのようにも考えるわけですが、大変職員の方々には窮屈な思いでやられて、市民のためにサービスされているのは十分わかっているんですが、その辺についてもひとつ考えていただきまして。

なぜ私はそのような質問を申し上げておりますかということですが、各行政局の建設年月日をちょっと調査させていただいたんですが、都路行政局が平成8年3月30日で、9年目であります。大越行政局が平成13年3月26日でありまして、4年になります。常葉行政局が昨年の暮れになりまして、約8カ月という行政局になっています。船引行政局が昭和33年11月28日ということ、48年ぐらいになっているのかなと。滝根行政局が昭和51年12月15日で、30年目を迎えているのかなと。そのようなことを考えますと、普通、個人の住宅では、先祖からの住宅だということを守っておられるということがほとんどなんです。職員の方には大変だと思えますが、その辺をひとつ考慮していただきまして、新市計画に対する取り組みを、ほぼ目安として、どういうふうな流れで、どのように

取り組んでいくかということももう一度質問させていただきたいと思います。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

新市の庁舎建設については、いろいろな見方があると思います。

例えば、ある方は、今合併して金のないところにそんなすばらしい庁舎をつくるのかという市民の方もあろうかと思えます。また、職員のことを今お話しいただきました。狭いところでやっている方もございます。また、冷房のないところとあるところとか、いろいろな角度から。建設年月日も今お聞きしたとおりであります。

そういう中で、合併した場合に新庁舎は建設するべきだということから今後3年というめどが立たれたわけですが、ただその3年というのは一つの目安ですから、多少これから検討しなければ、つくってから後に憂いを残すことのないようにと考えておりますので、時間をいただきたいというのは、そういう理由であります。

確かに今石井議員さんの心情もわからないこともないんですが、今のところ、そういう回答で御了承願いたいと思います。ただ、それには真剣に真摯に取り組んでまいりますことはお約束いたします。

○議長（三瓶利野） 石井市郎君。

○14番（石井市郎） 私も初めての質問でありまして、新市になりまして。質問の内容が前後するわけですが、先ほど2点目に挙げました船引町内に建設予定であるという部分でありますけれども、船引町の、または市長が公約の中でも申されておられる、または六つの公約の中にも申し上げられている部分であります。田村市の中心部となる点はどの辺であるか、執行部の方で考えておられれば、お伺いしたいと思います。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 中心となりますと、全体を考えると、旧船引町内というところが、中心市街地活性化に基づいての町並みのあるところと考えております。

ただ、全体の中でどこが中心かというのは、自分を中心とすると他が端になりますので、正方形とか測量した場合の中心とはまた違うと思えますが、船引町に建設するということですので、そういうことも頭の中にはありますが、ただ先ほど申し上げましたように、これからの後世代に憂いのないように、あるいは後悔のないようにしていくためには時間が必要だと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○14番（石井市郎） 議長、再々になりますかね。

- 議長（三瓶利野） 再々質問は終わりました。
- 14番（石井市郎） 議長、もう1点、ちょっと。
- 議長（三瓶利野） 質問でなくて、例えば要望とかそういうことであればよろしいと思いますが。
- 14番（石井市郎） 要望というところで申し上げたいと思いますが。
- 議長（三瓶利野） はい。
- 14番（石井市郎） それでは、要望ということで申し上げて私の質問を終わりたいと思いますが、今市長から船引町内という御答弁をいただいたわけですが、私、平成15年に大越町の議会議員にお世話になりまして、農林課また建設課の方で、5町村の中心部はどの辺であるかということをお尋ねしたところ、都路の古道、または滝根の広瀬、そして船引の芦沢、要田、あとは船引の上移、その地点から計測されますと、今泉地内という中心部が職員の方からお聞きして確認しておりますので、その辺も含んでいただければと。それによりまして、私は広域農道とか農免道路、県道の拡張、いろいろな面で新たな市民サービスに対する交通網の利便性も含まれて大変役に立つのかなと、そのように考えております。
- そういうふうな内容で、私も初めての質問でありましたので、田村市長さんのこれからの御活躍と幹部の皆様方の御活躍をお祈り申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（三瓶利野） これにて14番石井市郎君の質問を終結します。

次の質問者、5番渡邊 勝君の発言を許します。渡邊 勝君。

（5番 渡邊 勝議員 登壇）

○5番（渡邊 勝） 通告によりまして、3点ほど質問させていただきます。

まず1点なんですけれども、葉たばこ農家の転作の補助対策についてということで御質問させていただきます。

17年度は県内で300戸を超える農家が需要の落ち込む葉たばこ栽培をやめた中、県はたばこ経営転作緊急対策事業ということで、重要だということで、補助金を出すようであります。その中で、前年度、生産農家が2,047軒、今年度になって372軒、18.2%の減ということで、本年度は1,675軒。その中で、田村市を中心に、372軒の葉たばこ栽培をやめた中、田村市のやめた戸数は何軒か、まず1点、お伺いします。

次に、農家の経営意欲の持続を支援する一方、廃作地が遊休農地化しないよう、市として補助事業の考えはあるのか。

また、農家が集団で花卉や野菜などに転作する際、パイプハウスや育苗機械などの購入費用の半額などを補助するとか、そういう考えはないのか。

また、転作作物のモデル、圃場の設置や担い手農家の廃作地の集積推進などといったソフト事業、補助対象にするとかの考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

○産業建設部長（塚原 正） 5番渡邊 勝議員の葉たばこ農家転作の補助対策についての御質問にお答えをいたします。

初めに、葉たばこ栽培をやめた農家戸数は何戸かについて申し上げます。

昨年開催されました第37回葉たばこ審議会において、自主廃作の募集を行うことが決定されました。自主廃作の募集内容は、平成16年産葉たばこ履行確認面積が40アール未満であること、契約名義人の満年齢が平成17年1月1日現在で60歳以上のいずれか一つに該当する廃作希望者に廃作協力金を10アール当たり20万円を支払うということであります。

これを受け、日本たばこ産業株式会社福島県たばこ耕作組合が平成17年産たばこ耕作希望面積調査とあわせて自主廃作希望を募った結果は、満60歳以上の耕作者が91名、40アール未満の耕作者が37名、合計146名となり、全耕作者の19%が自主廃作をすることとなりました。

次に、営農意欲の持続を支援、廃作地が遊休農地化しないよう、市として補助対策の考えはあるかについて申し上げます。

平成17年産葉たばこ廃作予定の方々には、昨年12月に葉たばこにかわる農作物の導入について田村農業普及所がアンケート調査を実施し、葉たばこ以外の農作物を作付けしたい、あるいは農地を貸したい方が72%との回答を得ております。長年にわたる葉たばこ耕作の栽培実績を持ち、さらにその土地に対する愛着が新たな作物へ転換したい意欲のあらわれであると認識しておるところでございます。新たな作物を導入したい方には、田村農業改良普及所、たむら農業協同組合が新規作物の栽培指導等を実施し、経営の転換を推進しておるところであります。

補助対策につきましては、田村市農林振興事業補助金交付要綱により適正に実施してまいりたいと考えてございます。

また、たむら農業協同組合では、直売所開設に向けて建設工事を進めており、8月には完成し、生産者の野菜等の新たな販路も確保できるものと考えます。

また、老人クラブ会員等が2年以上耕作放棄されていない農地にエゴマ作付・収穫を行

う方に10アール当たり1万円の補助を行っているところであります。

今後、葉たばこ耕作者の高齢化、後継者の不足等により廃作はふえるものと考えられ、これらの農地の活用については、地域の担い手及び認定農業者を育成し、集落の話し合いの中で担い手への土地集積を図ることが必要であり、担い手の育成確保を関係機関と連携し進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三瓶利野） 渡邊 勝君。

○5番（渡邊 勝） 立派な計画ですばらしいんですけども、私が通告しておきました、田村市のやめた件数について回答がないんですけども、この点についてお願いしたいと思います。

○議長（三瓶利野） 塚原産業建設部長。

○産業建設部長（塚原 正） 再度答弁をさせていただきます。

自主廃作希望農家は、満60歳以上の耕作者が91名、40アール未満の耕作者が37名、合計146名でございます。

○議長（三瓶利野） 渡邊 勝君。

○5番（渡邊 勝） 遊休農地活用推進事業ということで予算化した行政局が、都路が50ヘクタールで7万5,000円、それから船引行政局が同じく50ヘクタールで10万円という予算化をされたんですけども、よその行政局に対しては遊休農地活用についての考えとしてはどういうことを持っているのか、ひとつお伺いいたします。

○議長（三瓶利野） 塚原産業建設部長。

○産業建設部長（塚原 正） 予算に計上しました予算額については、都路、常葉とも、桑園の抜根に対する遊休農地の対策事業でございます。したがって、葉たばこに対する対策ではございません。

次に、葉たばこ耕作地において県の方で種々対策を立てておられますが、本市においても園芸畑作物のモデルの導入、あるいは廃作農地につきましては農地流動化による廃作地の有効利用等を検討いたしまして、モデル圃場の設置等を検討してまいりたいというふうを考えてございます。

○議長（三瓶利野） 渡邊 勝君。

○5番（渡邊 勝） ぜひ、そういう方向性で対応していただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

子育て支援の充実に向けてということで、どのような取り組みなのかお伺いいたします。

子供は、将来の労働力、社会の宝であります。しかし、日本の子育て支援制度は非常に弱く、社会が経済的な支援をすることが社会の責務であります。

そこで、次世代育成支援法が告示され、自治体と企業が少子化の具体策に入り、行動計画の骨子はどういう内容か。

また、子育てしやすい環境をつくる、少子化に歯どめをかけるのがねらいですが、現実には子供を産みたくても子育てに不安があるという理由で出生率が1.28人という現状を直視すべきであります。

そこで、次世代育成支援法にありますように、従業員 300人以上の事業所に策定と届け出の義務があると思います。田村市内の事業所に対する対応と、それから従業員 300人以下の中小企業は計画づくりは努力義務にとどまる対応となると思いますが、その辺の市としての対応はどういうものか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚有暲） 子育て支援の充実に向け、どのような取り組みなのかとの御質問にお答えいたします。

田村市の子育て支援の充実に向けた次世代育成支援法による行動計画の内容、骨子についてのおただしであります。次代を担う子供が健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的に、平成15年7月に、平成17年度から10年間の時限立法として、次世代育成支援対策推進法が制定されました。この法律に基づき、平成16年度事業として、合併前の旧町村それぞれが策定いたし、合併後の田村市における次世代育成支援の基本方向を示すものとして、それぞれ次世代育成支援行動計画を策定いたしております。

この旧5町村で作成いたしました次世代育成支援行動計画に基づき、田村市としての新たな計画の作成に向け事務を進めているところであり、内容といたしましては、「子どもたちがみんな元気、いきいきふるさと」をキャッチフレーズに、第1点が「若者が町で家庭を築ける条件整備」、2点目が「子育てを支える地域社会の形成」、3点目が「安心してできる子育ての推進」、4点目が「子育ての基本は家庭」、5点目が「就学前から中学生までの一貫した教育の振興」、6点目が「子どもの自主性、社会性の育成」の6部構成を主として、施策、事業の展開をしてまいる計画であります。

また、おただしの事業所についてであります。市としても当然その業者、企業等に訪問して、その策定に向けて指導はしてまいるつもりであります。いずれにいたしまして

も、先ほど申し上げましたように、平成15年7月に平成17年度から10カ年ということが、いわゆる次世代育成支援対策推進法が制定され、その法律に基づいて企業もなすと思っております。ただ、されたかどうかについては、市としても突合してまいりたいと思っております。

○議長（三瓶利野） 渡邊 勝君。

○5番（渡邊 勝） 答弁ありがとうございました。

今おっしゃるように、自治体と企業が一体となって、ぜひ次世代育成支援法に向けて努力をしていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

行政区の統合についてでございます。

行政区の円滑な運営と市民の高揚を図るため行政区の運営がされているが、社会情勢の変化と、特に町村から市制へと変化に対応した行政改革などからして、効率的な現実に向け、行政区の一部統合をすべきではないか。

また、その中身については、現在、1行政区で隣組数が2組から53組との格差と、副行政区長制度のあり方が疑問であります。というのは、隣組が多い行政区については必要であると思いますが、隣組の少ない行政区については必要ないのではないかというような中身でございます。

その中で、副行政区長制度、必要ならば統合し……。隣組の組数が行政区平均を見ると大体9.3組が平均なんです。その中で、ちなみに一番多いところを平均で見ると15.1組、一番少ない行政区が4.5組と。この格差についても、まだかなり疑問があると思います。その中で、2組の行政区が5行政区、それから5組以下の行政区が30行政区あります。それから、平均する9.3組以下の行政区が75行政区。それらについての中の報酬から計算すると、約2,083万円の支出が出ておる中で、この辺を統合すると300万円以上の行革ができる方向になると思います。

そういうのを踏まえながら、いろいろな事情があると思いますが、前向きに考えていただきたいということと、また条例8号、行政区に関する条例の第3条2項の「任期2年とする、ただし再任は妨げない」とありますが、任期の2年がなされず、1年で任期の行政区がある中で、役員改選等についてもいろいろ混迷している行政局があるように思われますので、条例を守るよう行政指導を統一すべきだと思いますが、その辺についてお伺いいたします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

○総務部長（相良昭一） 行政区の統合についての御質問にお答えをいたします。

初めに、行政区の隣組数についての格差ではありますが、田村市全体における行政区は100行政区、隣組数 968組、世帯数が1万 1,073戸となっており、平均で申し上げますと、1行政区当たり隣組が10組、世帯数が 110戸となっております。

しかしながら、個々の行政区を見てみますと、隣組の数が2組から最大で58組の格差がある現状ではありますが、組数、世帯数のみならず、地域の面積、あるいは行政区の歴史的な成り立ちといった実情にも配慮すべき必要がありますので、見直しにつきましては、行政区そのものが判断すべきと考えております。

ただ、合併以前に 120行政区ありましたところ、都路及び船引行政区において見直しをなされ、合併時には20行政区が統合となりました経緯もありますので、今後も引き続き地区の皆様の合意が得られるようであれば対処してまいりたいというふうに考えております。

次に、区長制度につきましては、行政区長の果たすべき役割は多岐にわたっており、その職責は非常に重いものがあります。そこで、区長を補佐する立場の人がいることにより区長がスムーズにその職務を全うすることができるという考えのもとに、合併以前は一部の地区のみの制度でありましたが、合併協議会の意見を踏まえ、全市的に副区長を設けたところでございます。以上のことから、必要ないのではというようなことではございますが、必要であるというふうに考えております。

行政区の統合の件でございますが、統合については、先ほど申し上げましたように、やはり引き続き取り組んでいかなければならない課題というふうにとらえております。

また、行政区長の任期2年につきましては、条例等で2年というふうになっておりますが、ある地区においては1年で更新というふうな地区もあるようでございますが、その場合については、今2年という規定になっておりますので、地域の実情を尊重したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（三瓶利野） 渡邊 勝君。

○5番（渡邊 勝） 今答弁いただいたんですけれども、副行政区長制度については、戸数が多い場合は必要なのは当たり前なんです。ただ、少ないところの行政区に対して、2組だとか3組の行政区については必要ないのではないかという、そういう意味の質問だったものですから、その辺、御理解いただきたいと思います。最初から必要ないのではないかというような解釈を持っているようですから、私は、副行政区長制度は必要なんですけれ

ども、余りにも2組ないし3組で1行政区に対しては必要ないのではないかと、そういう質問だったものですから、その辺、御理解いただきたいと思います。

そういうことで、前向きに考えて、行政区、それから今話聞きますと、船引行政局、それから都路行政局については、合併前に統合したという形の中であります。そういう中で、都路については1行政区が7組持っている、それから船引行政局については15組の組数を平均で持っているという形で、なかなかすばらしい数字でありますけれども、そういうことを踏まえながら、組数の少ない行政区については今後やっぱり検討すべきではないかということでの質問であります。まず、前向きに考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（三瓶利野） これにて、5番渡邊 勝君の質問を終結します。

休憩のため、暫時休議します。

再開は3時5分からといたします。

午後2時52分 休議

午後3時05分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き会議を開きます。

ここで、塚原産業建設部長より発言を求められておりますので、これを許します。塚原産業建設部長。

○産業建設部長（塚原 正） 先ほど5番渡邊 勝議員の葉たばこ農家転作の補助対策についての御質問があったわけですが、その中で廃作耕作者の数値が脱漏しておりましたので、訂正をさせていただきます。

満60歳以上の耕作者が91名、40アール未満の耕作者が37名、対象外廃作者が18名、合計146名でございます。おわびして訂正をさせていただきます。

○議長（三瓶利野） 続いて、一般質問を行います。

次の質問者、4番佐藤貴夫君の発言を許します。佐藤貴夫君。

（4番 佐藤貴夫議員 登壇）

○4番（佐藤貴夫） 通告に従いまして、2点ほどお伺いしたいと思います。

まず第1点目、市立小中学校の環境整備についてであります。

市長は、さきの臨時議会において、人材育成には教育環境の整備が必要だと言われまし

た。その環境の一つに校舎など施設整備がありますが、市内の小中学校は新築した近代的な校舎と老朽化して改修の必要な校舎があると思います。そこで、改修の必要な校舎は何校あるのかお伺いいたします。

また、その老朽校舎の整備計画はどのようになっているのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。大橋教育長。

○教育長（大橋重信） 4番佐藤貴夫議員の市立小中学校の環境整備についての御質問にお答えいたします。

初めに、改築の必要な校舎は何校あるのかの御質問について申し上げます。

市内には、小学校25校、中学校8校、幼稚園12園があります。そのうち木造校舎や園舎は、小学校では下大越小学校、牧野小学校、古道小学校、瀬川小学校、緑小学校の5校で、中学校では瀬川中学校が、幼稚園では上大越幼稚園、下大越幼稚園、古道幼稚園の3園であります。その他、鉄筋や鉄骨コンクリートの校舎で建築後長年経過し、今後大規模の改修が出てくるであろうと思われる校舎もございます。

整備計画でございますが、現在統廃合について検討がなされているところがありますので、学校の適正規模・適正配置等について専門家に調査研究をお願いする所要の経費について本定例会に計上いたしておりますので、その結果等をもとに市全体的な整備計画を作成し、教育環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

○議長（三瓶利野） 佐藤貴夫君。

○4番（佐藤貴夫） 再質問ですが、今回の定例会にも学校の改築とか古道のプールの改修とか、教育環境の整備ということで提出されているのは承知しています。

そこで、今言われた小学校5校、中学校1校、幼稚園3園ということですが、木造でもあり、大変古くなっていると思いますので、こういうことは早急に検討委員会の方も進めていただきたいと思います。

合併特例債を利用するということになりますと、この10年間のうちにある程度のめどをつけないとできないと思いますので、その辺はよくお願いしたいと思います。

関連しますので、次の質問に移ります。

2点目の質問ですが、効率的規模の学校建設とは何かということなんですが、今教育長が言われたように、いろいろな検討委員会を立ち上げて研究されているということですが、近年、効率的な学校建設とか効率的な学校運営という議論がなされているようです。

が、市長の言われる「未来を担う人づくり」ということは、効率のよしあしや経費の多寡で論ずるべきではないと思います。

そこで、市内の小中学校の統廃合も検討されているようですが、生徒数や経費など、学校統廃合の基準となる数値はあるのか、そういう資料をお示しいただきたいと思います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。大橋教育長。

○教育長（大橋重信） 効率的規模の学校建築とは何かの御質問にお答えいたします。

学校統廃合の基準となる資料につきましてはありませんが、学校教育法施行規則によりますと、小中学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とするものであります。また、1学級の児童生徒数は、グループでの学習や団体競技、教師が学習指導する上で、20人程度が望ましいと言われております。

しかしながら、市内の小中学校のうち、標準学級である12学級以上ある学校は2校であり、複式学級となっている学校は7校あります。

教育委員会としましても、複式学級は教育上好ましくないと考えておりますので、複式学級の解消及び学校規模適正化に向けまして、環境整備の中で申しあげましたように、専門家による調査を踏まえて調査研究をしてみたいと考えております。

○議長（三瓶利野） 佐藤貴夫君。

○4番（佐藤貴夫） ただいま教育長がお答えになりましたように、複式学級というのは、確かに子供たちの環境には余りよいものではないと私も思います。そこで、統廃合するという、今検討委員会などを立ち上げているというようなお話であります。その中でも地域、いわゆるPTAなどの意見をよく聞く必要があると思います。

合併前の旧町村でも学校建設とか統廃合とかそういう検討委員会なども設けられていた経過があると思いますが、今、田村市で検討委員会など、どのような検討委員会を、対策委員とか組織をつくられているのか、重ねてお伺いいたします。

○議長（三瓶利野） 大橋教育長。

○教育長（大橋重信） 検討委員会といいますと、堀越小学校、柵山小学校、それから門沢小学校では、それぞれの学校統合に向けての検討委員会がなされております。それらについても、6月定例議会終了後、地元の方々と日程を打ち合わせして、教育委員会が地元に向かいまして、統合についての話をしてきたというふうに考えております。

また、過般、石森小学校と春山小学校についても、それらの問題が教育委員会に提出されました。それらについても、地元に行ってお話を申し上げてきたいというふうに考えて

おります。

また、古道小学校と大久保小学校についても、古道小学校は木造校舎で大変古くてございますので、改築計画であります。今回予算に計上いたしました関係上、古道小学校の学区民の方にその状況を説明して、統合に向けて、古道小学校の学区民の方とお話し合いを計画するように、教育委員とともに地元に行ってお話ししてきたいという計画を持っております。以上です。

○議長（三瓶利野） 佐藤貴夫君。

○4番（佐藤貴夫） 今現在いろいろな方面で検討されているということですので、どうか住民の声をよく吸い上げて、よりよい改革をしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（三瓶利野） これにて4番佐藤貴夫君の質問を終結いたします。

○議長（三瓶利野） これをもちまして、本日予定しました通告による一般質問は終了いたします。

これにて散会いたします。

午後3時16分 散会